

第 2 編 地震・津波編

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策部、各対策部
---------	------------

この計画は、市本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を構ずるものである。

1 災害対策本部と防災関係機関との協力系統



2 災害対策の動員（人事班）

災害時の初動体制及び配備基準、動員方法等については、以下に定めるほか、別に定める「災害時職員行動マニュアル」による。

(1) 災害対策配備体制基準

災害対策初動体制、災害対策警戒体制、災害対策本部体制の配備基準等は以下のとおりとする。

なお、大雨、台風及び土砂災害等の災害に関する配備基準については、風水害等編 第1章「第1節 組織計画」に定める。

災害対策配備体制基準（地震・津波編）

体制区分	配備基準	配備要員	主な対策
災害対策初動体制	1 沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合 2 本市で震度4の地震が観測された場合	・防災課1名以上、総務部要員1名以上、建設部要員1名以上本庁待機 ・下水道課1名以上上下水道局待機 ・緊急対応班（電話受理班）、災害対応活動班は招集時に備える。	対策要員に割当てられた職員は、気象情報等を把握し本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策警戒体制に備える。
	3 津波注意報発表のおそれがある場合	・防災課1名以上	
災害対策警戒体制	1 沖縄本島地方に津波注意報が発表され、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合	・緊急対応班（電話受理班） ・災害対応活動班 ※人員の増減の決定は、総務部長・建設部長・総務部次長が行う。 ・協力要員	特に関係ある部・課の所要人員で、災害に関する情報収集、巡視及び連絡活動が円滑に行い得る体制とし、状況に応じて第1配備体制に移行できる体制 ①地震・津波情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、自治会関係等） ④危険区域を巡視し災害の兆候等に留意 ⑤泡瀬海岸の巡視 ⑥高齢者等避難（避難行動要支援者）の検討 ⑦避難指示等の検討 （注）要員に指示されていない課長等は緊急事態に備える。
災害対策本部体制	第1配備 1 本市で震度5弱が観測された場合 2 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合	災害対策本部所掌事務による動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難指示等の検討 ④要救助者、被害状況等について調査班を編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥県への自衛隊等応援要請依頼の検討

体制区分		配備基準	配備要員	主な対策
災害対策本部体制	第2配備	1 本市全域で被害の拡大が予測される場合 2 本市で震度5強が観測された場合	約半数の職員を動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
	第3配備	1 本市で震度6弱以上が観測された場合 2 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合 3 本市全域で被害が拡大され第2配備では対応が困難な場合 4 市全域にわたる地震被害が発生した場合 5 甚大な局地的被害が発生した場合	全職員[事態により全会計年度任用職員動員検討] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。	

3 災害対策初動体制（総務部、建設部、上下水道局、消防本部、各関係部署）

災害対策初動体制は、本市に災害が発生するおそれがある場合に、上記「災害対策配備体制基準」に応じて取る配備体制である。

本体制における役割は、「気象情報の収集・把握」「各待機要員の連携・把握」「情報の収集・伝達」となるが、本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに「災害対策警戒体制」へ移行できるよう備える。

●指揮者、要員、設置場所

災害対策初動体制における指揮者、要員及び設置場所は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部次長
副指揮者：防災課長

<災害対策初動体制要員>

防災課：1名以上
総務部要員：1名以上
建設部要員：1名以上
下水道課：1名以上

<設置場所>

本庁舎（各課内）※下水道課は、上下水道局庁舎で対応

●活動内容

災害対策初動体制における活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ① 気象情報の収集・把握
② 各待機要員の連携・把握
③ 情報の収集・伝達 |
|---|

4 災害対策警戒体制（総務部、建設部、上下水道局、消防本部、各関係部署）

災害対策警戒体制は、本市に災害が発生、または発生するおそれがある場合に、災害対策配備体制基準に応じて取る体制である。災害対策警戒体制には、「緊急対応班（電話受理班）」と「災害対応活動班」があり、「緊急対応班（電話受理班）」は市民等からの電話対応を行い、現場対応が必要な場合には「災害対応活動班」に連絡し、対応する体制である。各課の対応については、別表2「災害対策本部所掌事務」を準用する。また、現場対応の状況に応じて、要員が不足している場合、各部内の職員を「協力要員」として招集し対応する。ただし、切迫性が高い案件については、災害対応活動班の招集を待たず、すでに配備している全ての職員で対応する。

●指揮者、要員

災害対策警戒体制における指揮者及び要員は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部長 副指揮者：建設部長、総務部次長

<災害対策警戒体制要員>

緊急対応班（電話受理班） 災害対応活動班

●活動内容

災害対策警戒体制へ移行した際の全庁的な活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ① 気象・災害情報の収集・伝達
② 「緊急対応班」による市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録
③ 人員や現場対応が必要な場合における「災害対応活動班」の活動
④ 高齢者等避難・避難指示の検討、発令
⑤ 避難者対応・避難所開設及び運営
⑥ 危険区域の巡回及び広報
⑦ 飛散物の固定、障害物の除去
⑧ その他現場対応
⑨ 災害対策本部体制への移行の検討
⑩ その他災害対策の重要事項に関すること
⑪ 災害対策警戒体制の解散に関すること |
|---|

【緊急対応班（電話受理班）】

緊急対応班（電話受理班）は、災害対策警戒体制および災害対策本部体制時に招集される班であり、主な活動は気象や災害情報の収集・伝達をはじめ、市民や関係機関から寄せられる電話対応を行い、その内容を記録することである。また、記録した内容は災害対応活動班および防災課へ報告する。

緊急対応班（電話受理班）の要員は、緊急対応班（電話受理班）に割当てられている各部の職員で構成することを基本とする。

●班員、設置場所

緊急対応班（電話受理班）は、指揮者および情報統括を行う防災課の指示の下、活動を行う。班員及び設置場所は、以下のとおりである。

緊急対応班員

部 名	配備数	部 名	配備数
総務部（防災課除く）	1名以上	経済文化部	1名以上
企画部	1名以上	建設部	1名以上
市民部	1名以上	教育部	1名以上
健康福祉部	1名以上	指導部	1名以上
こどものまち推進部	1名以上	行政委員会等	1名以上

※各部筆頭課にて決定しローテーション等、運営の調整や管理を行う。

※災害規模に応じて増員

<設置場所>

本庁舎4階第1会議室

●活動内容

緊急対応班（電話受理班）における活動内容は、以下のとおりである。

- ① 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録
- ② 人員や現場対応が必要な場合における「災害対応活動班」への連絡
- ③ 庁内で連携が必要な事項等があれば防災課へ連絡
- ④ 避難所情報の把握（開設状況や空き状況等を防災課と共有し把握する）

●緊急対応班、避難所担当者会議について

津波注意報や台風接近時など、本市に影響があると予測できる災害については、襲来に備え、防災課、各部筆頭課長及び避難所担当課長を中心（代理出席可）に事前会議を開き、配備態勢、避難所開設場所や開設時期、休校や休園、各課の行事（イベント、予防接種、保育業務、ごみ収集等）に関すること及びその他必要事項を確認する。なお、チャットラック等を活用しいつでも情報共有できる体制を整備しておく。

【災害対応活動班】

災害対応活動班は、災害対策警戒体制時において、災害の状況に応じて人員や現場対応が必要または必要になると予想される時に招集されるものである。災害対応活動班は、災害対策警戒体制の指揮者（総務部長）の指示に基づき、気象・災害状況等により対応が必要な現場で活動を行うものである。配備基準は、以下のとおりである。

<災害対応活動班の配備基準>

- | |
|-----------------------|
| ① 人員や現場対応の必要性が予想される場合 |
| ② 人員や現場対応の必要がある場合 |

災害対応活動班

部 名	課 名
総務部	契約管財課
	秘書広報課
企画部	情報システム課
	プロジェクト推進室
市民部	市民生活課
	環境課
健康福祉部	ちゅいしいじい課
こどものまち推進部	こども企画課
経済文化部	観光スポーツ振興課
	農林水産課
建設部	都市整備室
	公園みどり課
	道路課
	住まい建築課
教育部	教育総務課
指導部	指導課
上下水道局	総務課
	下水道課
消防本部	全課

<設置場所>

各課執務室内または各現場対応が必要な場所

※原則、各課執務室での待機とするが、状況に応じて自宅待機も可能とする。ただし課長は、いつでも迅速な対応ができるよう体制を整備しておくものとする。なお、自宅待機の場合、緊急対応班から連絡する際は、課長宛てに連絡する。

●活動内容

災害対応活動班の活動内容は、主に以下の内容が想定される。

<活動内容>

- | |
|--|
| ① 危険区域の巡回及び広報
② 飛散物の固定、障害物の除去
③ 避難者対応・避難所運営
④ その他現場対応 |
|--|

●協力要員とは

「緊急対応班（電話受理班）」及び「災害対応活動班」では人員が足りない場合に、災害対応活動班に割り当てられた課以外のすべての課の職員を「協力要員」として招集するものである。また、台風接近時などにおいては、数日にわたっての対応も考えられることから、前もって各部内で調整し交代要員のローテーションを決めておくものとする。

協力要員

部 名	課 名
総務部	総務課、人事課、納税課、市民税課、資産税課
企画部	政策企画課、財政課、DX 戦略室、行政改革推進課、基地政策課
市民部	平和・男女共同課、市民課
健康福祉部	障がい福祉課、介護保険課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、国民健康保険課、市民健康課
こどものまち推進部	保育・幼稚園課、こども家庭課、こども相談・健康課
経済文化部	商工振興課、企業誘致課、文化芸能課
建設部	建築指導課、用地課、区画整理課、計画調整課
教育部	施設課、生涯学習課、市立郷土博物館、市立図書館
指導部	学務課、学校給食センター、青少年センター、教育研究所
上下水道局	料金課、工務課、管理課
行政委員会等	会計課、議会事務局庶務課、議会事務局議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

5 災害対策本部体制（災害対策本部会議、緊急対応班（電話受理班）、各班）

災害対策本部体制は、大規模災害が発生または発生するおそれがあるとき、市長が市本部を設置し、災害に対応する体制である。

市本部は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、災害対策配備体制基準等に応じて市長が設置するものとする。また、市本部は災害応急対策をひと通り終了し、または災害発生のおそれがなくなり災害対策の必要がなくなったとき、解散する。

市本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民に対し通知公表する。

災害対応において、各班で対応しきれず、応援が必要な場合は、対策部内での業務調整を基本とする。対策部内での調整が難しい場合は、防災班に支援を要請し、支援対策部への協力要請も含め、防災班で業務調整を行う。

災害対策本部体制には、女性の参画を推進するとともに、性別にかかわらず多様なニーズや視点に配慮することを基本とする。

●本部長、副本部長、災害対策本部会議要員

災害対策本部体制における本部長、副本部長、災害対策本部会議要員は、以下のとおりである。

なお、本部長（市長）が出張、休暇等による不在または連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

<本部長>

本部長：市長 副本部長：両副市長

<本部長が不在の場合の責任体制>

- | |
|--|
| ① 市長（本部長）
② 主務の副市長（副本部長）
③ その他の副市長（副本部長）
④ 総務部長（総務対策部長） |
|--|

<災害対策本部会議要員>

- | |
|--|
| ① 本部長
② 両副本部長
③ 教育長
④ 上下水道局長
⑤ 各部長
⑥ 議会事務局長
⑦ その他本部長が必要と認める者 |
|--|

●設置場所

災害対策本部室の設置場所は、市施設の使用可能性を調査し、次の順位により、使用可能な場所に設置する。なお、災害対策本部室には、災害対策本部会議要員、緊急対応班（電話受理班）、その他市本部長より命を受けた班を招集する。その他の班は、各班の執務室にて災害対策・対応を実施する。

<設置場所>

- | |
|---|
| ① 本庁舎（4階庁議室又は地下2階大ホール）
② 消防本部
③ 沖縄市立総合運動場体育施設 |
|---|

●災害対策本部会議の基本方針審議

- ① 本部の非常配備体制及びその廃止に関する事。
- ② 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ③ 避難指示に関する事。
- ④ 関係防災機関及び姉妹都市等に対する応援の要請に関する事。
- ⑤ 隣接市町村との相互応援に関する事。
- ⑥ 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用の判断に関する事。
- ⑦ 災害対策に要する経理の処理方法に関する事。
- ⑧ 災害対策本部会議の招集に関する事。
- ⑨ 当該災害への対策・支援等の方針、目標、優先順位等に関する事。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関する事。

●緊急対応班（電話受理班）

県全域に係る空港や電力供給、浄水場等の被害状況や、市内の被害状況、避難所の状況、防災関係機関の状況など、応急対策等に必要な情報をとりまとめる。

<設置場所>

災害対策本部室設置場所に準ずる。
※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

●活動内容

緊急対応班（電話受理班）における活動内容は、以下のとおりである。

① 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録	① 気象・災害情報の収集・伝達
② 現場対応が必要な場合における各班への連絡	② 被害状況等の災害情報のとりまとめ
③ 収集・記録した情報を防災班へ連絡	③ 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録

●組織構成、所掌事務、配備体制

市本部の組織編成及び所掌事務は、沖縄市災害対策本部条例第2条及び第5条の規則に基づき別表1「災害対策本部 組織編成図」、別表2「災害対策本部所掌事務」のとおり定める。

配備体制については、市本部長の指定または災害の規模に応じて配備する。

また、職員は、市本部長の配備指定に基づき所定の配置につくものとする。なお、勤務時間外及び休日において、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合、進んで所属長と連絡をとり、または災害対策配備体制基準により自動配備体制とし、安全の確保に十分配慮しつつ自主的に参集するものとする。また、「災害時職員行動マニュアル」を参照する。

<配備の指定及び区分>

- ① 本部長（市長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。ただし、本部長の指定がない場合には、その状況に応じて、各対策部長においてその配備を決定することができる。この場合、各対策部長は直ちに本部長に報告しなければならない。
- ② 地震・津波災害時の配備基準は「第1配備」「第2配備」「第3配備」に区分する。なお、地震・津波以外の災害時については、風水害等編 第1章「第1節 組織計画」に定める。

＜配備人員及び指名＞

災害対策本部室設置場所に準ずる。

※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

- ① 各対策部の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は、災害の実状により、本部長（市長）の承認を得て所属の対策部長において増減することができる。
- ② 各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。また、第1配備の動員については、各班長を通じてあらかじめ定めておく。
- ③ 各対策部長は、毎年5月1日現在で配備要員名簿（別記様式）を作成し、同月10日までに総務対策部人事班長（人事課長）に提出する。なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、人事班長に通知する。様式は、資料編を参照。
- ④ 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、人事班長に提出しておく。

●資料編 資料 18-18 配備要員名簿

＜動員方法＞

災害対策本部室設置場所に準ずる。

※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

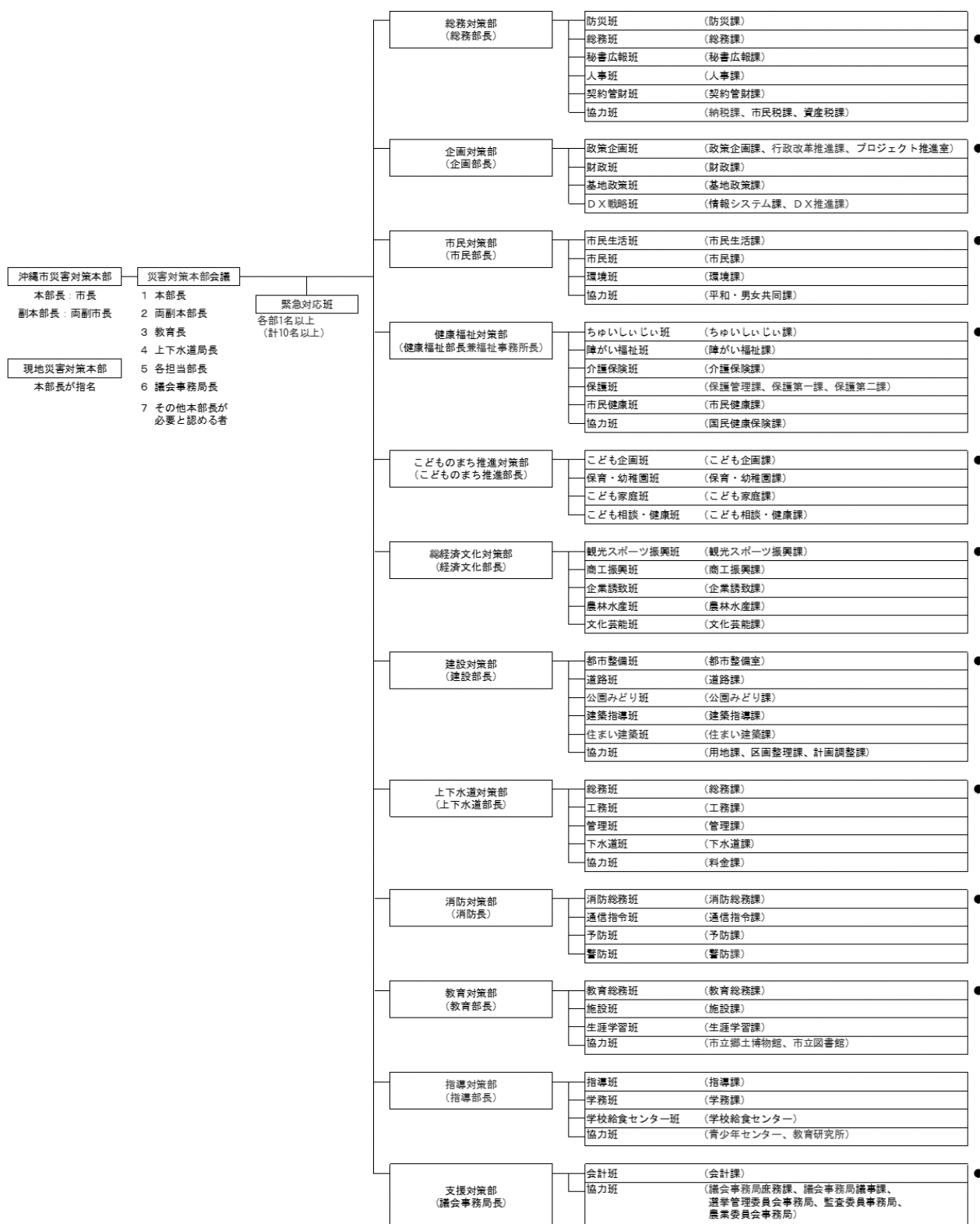
- ① 市本部長は、災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに災害対策本部会議を開催し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 通知を受けた各対策部長は、各班長へその旨通知する。
また、本部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともに、その人数を本部長に報告する。
- ③ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- ④ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。
- ⑤ 人事班長は、各班の配備要員の人数等とりまとめ、本部長に報告する。

●現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、市本部長が指名した要員によって、当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

別表1

災害対策本部 組織編成図



※●の班は、各対策部の筆頭班とする。

別表2

災害対策本部所掌事務

部	副部長 部長	班	班長	所 掌 事 務	班員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務対策部	総務部長 総務部次長	防災班	防災課長	1 災害対策本部及び災害対策本部会議に関すること。 2 災害非常配備体制の指示伝達に関すること。 3 防災会議及び関係防災機関との連絡に関すること。 4 災害に関する情報の総括に関すること。 5 気象警報等の受理及び伝達に関すること。 6 高齢者等避難、避難指示に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 不発弾処理に関すること。 11 防災行政無線に関すること。 12 所管の被害調査に関すること。	防災課員	半数	全員	全員
		総務班	総務課長	1 部内の被害状況のとりまとめ及び、部内の連絡調整に関すること。 2 防災班の業務補助に関すること。 3 部内の他班に属しないこと。 4 所管の被害調査に関すること。	総務課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務対策部	総務部長 総務部次長	秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 3 災害に関する広報、広聴及び報道機関との連絡に関すること。 4 災害情報等のホームページへの掲載に関すること。 5 災害の取材、記録及び写真等の整理・提供等に関すること。 6 広報窓口の設置等に関すること。 7 所管の被害調査に関すること。	秘書広報課員	半数	全員	全員
		人事班	人事課長	1 職員の動員及び服務に関すること。 2 職員の公務災害及び保健衛生に関すること。 3 災害対策要員の確保に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	人事課員	4	半数	全員
		契約管財班	契約管財課長	1 災害対策用物資及び資機材等の確保及び購入契約に関すること。 2 輸送計画に関すること。 3 庁舎の防災及び保全に関すること。 4 公有財産の被害調査及び保全に関すること。 5 所管の被害調査に関すること。	契約管財課員	4	半数	全員
		協力班	納税課長 市民税課長 資産税課長	1 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の税緩和措置に関すること。 2 現地調査（人、住家等）に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。 4 住宅の被災調査に関すること。 5 部内各班及び他対策部の応援に関すること。	納税課員 市民税課員 資産税課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所 掌 事 務	班員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
企画対策部	企画部長 企画部次長	政策企画班	政策企画課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。	政策企画課員 行政改革推進課員 プロジェクト推進室員	2	半数	全員
			行政改革推進課長	2 所管の被害調査に関すること。				
			プロジェクト推進担当技幹	3 部内の他班に属しないこと。				
		財政班	財政課長	1 災害対策の予算措置に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	財政課員	2	半数	全員
		基地政策班	基地政策課長	1 基地に関すること。 2 米軍との連絡調整に関すること。 3 沖縄防衛局との連絡調整に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	基地政策課員	2	半数	全員
		DX戦略班	情報システム課長 DX 推進課長	1 情報基盤及び情報機器に関すること。 2 市の保有する行政情報及び住民情報等の情報管理に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	DX 推進課員 情報システム課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
市民対策部	市民部長 市民部次長	市民生活班	市民生活課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 避難者の収容及び避難所の開設・運営・管理に関すること。 3 応急給食・生活必需品の調達及び配分に関すること。 4 赤十字社、沖縄警察署その他災害協力機関等との連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用及び被災証明に関すること。 6 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金に関すること。 7 所管の被害調査に関すること。 8 部内の他班に属しないこと。	市民生活課員	半数	全員	全員
		市民班	市民課長	1 遺体の埋火葬許可証の発行に関すること。 2 安否情報の収集とりまとめ及び相談に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	市民課員	2	半数	全員
		環境班	環境課長	1 災害地域及び避難所の清掃、衛生、廃棄物、ゴミ処理に関すること。 2 災害時のペット対策に関すること。 3 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	環境課員	2	半数	全員
		協力班	平和・男女共同課長	1 部内各班及び他対策部の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	平和・男女共同課員		半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
健康福祉対策部	健康福祉部次長 健康福祉部長	ちゅいしいじい班	ちゅいしいじい課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 避難行動要支援者全般に関すること。 3 救援物資の確保、義援金品の受領及び配分に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関すること。 5 ボランティアに関すること。 6 所管の被害調査に関すること。 7 部内の他班に属しないこと。	ちゅいしいじい課員	半数	全員	全員
		障がい福祉班	障がい福祉課長	1 障がい者の応急対策に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	障がい福祉課員	半数	全員	全員
		介護保険班	介護保険課長	1 高齢者の応急対策に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	介護保険課員	半数	全員	全員
		保護班	保護管理課長	1 遺体の収容及びこれに必要な処置に関すること。	保護管理課員	2	半数	全員
			保護第一課長	2 被災者の生活保護に関すること。	保護第一課員			
			保護第二課長	3 所管の被害調査に関すること。	保護第二課員			

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
健康福祉対策部	健康福祉部次長 健康福祉部長	市民健康班	市民健康課長	1 医療及び助産救護に関する こと。 2 医薬品、衛生材料の調達及 び配分に関すること。 3 感染症対策に関すること。 4 被災者の健康診断、予防接 種に関すること。 5 被災者に対する健康相談・ 調査・指導、メンタルケアに 関すること。 6 救護所の設置に関するこ と。 7 医師会等との連絡調整等 に関すること。 8 災害地域及び避難所の防疫 に関すること。 9 所管の被害調査に関するこ と。	市民健康課 員	2	半数	全員
		協力班	国民健康保 険課長	1 部内各班及び他対策部の応 援に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	国民健康保 険課員		半数	全員
こどものまち推進対策部	こどものまち推進部次長 こどものまち推進部長	こども企画班	こども企画 課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 所管の被害調査に関するこ と。 3 部内の他班に属しないこ と。	こども企画 課員	1	半数	全員
		保育・幼稚園班	保育・幼稚 園課長	1 乳幼児、園児等の応急対策 に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	保育・幼稚 園課員	半数	全員	全員
		こども家庭班	こども家庭 課長	1 幼児等の応急対策に関する こと。 2 所管の被害調査に関するこ と。	こども家庭 課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
こどものまち推進対策部	こどものまち推進部次長 こどものまち推進部長	こども相談・健康班	こども相談・健康課長	1 医療及び助産救護に関する こと。 2 医薬品、衛生材料の調達及 び配分に関すること。 3 感染症対策に関すること。 4 被災者の健康診断、予防接 種に関すること。 5 被災者に対する健康相談・ 調査・指導、メンタルケアに 関すること。 6 救護所の設置に関するこ と。 7 医師会等との連絡調整等 に関すること。 8 災害地域及び避難所の防疫 に関すること。 9 所管の被害調査に関するこ と。	こども相談・健康課員	2	半数	全員
経済文化対策部	経済文化部次長 経済文化部長	観光スポーツ振興班	観光スポーツ振興課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 観光客等の被害状況調査及 び収集に関すること。 3 外国人の被害状況調査、収 集及び相談に関すること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 社会体育施設の被害調査 及び復旧に関すること。 6 社会体育施設が避難所と なった場合の協力に関するこ と。 7 所管の被害調査に関するこ と。 8 部内の他班に属しないこ と。	観光スポーツ振興課員	2	半数	全員
		商工振興班	商工振興課長	1 商工関係の被害調査に関す ること。 2 市内事業所事業継続計画 (BCP)の支援に関するこ と。 3 事業所に対する復旧資金の あっせん及び助成に関するこ と。 4 所管の被害調査に関するこ と。	商工振興課員	2	半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
経済文化対策部	経済文化部長 経済文化部次長	企業誘致班	企業誘致課長	1 職業のあつせんに関する こと。 2 部内各班の応援に関する こと。 3 所管の被害調査に関する こと。	企業誘致課員		半数	全員
		農林水産班	農林水産課長	1 農作物、畜産等の被害調査 及び対策に関すること。 2 漁船、船舶等の被害調査 に関すること。 3 農水産業用資機材の調達、 あつせんに関すること。 4 農業水産関係復旧事業及び 融資に関すること。 5 主食及び副食の調達に関す ること。 6 所管の被害調査に関する こと。	農林水産課員	2	半数	全員
		文化芸能班	文化芸能課長	1 外国人の被害状況調査、収 集及び相談に関すること。 2 所管の被害調査に関する こと。	文化芸能課員	2	半数	全員
建設対策部	建設部長 建設部次長	都市整備班	都市計画担当技幹 都市交通担当技幹	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 地すべり、急傾斜危険区域 等の土砂災害応急対策に関す ること。 3 災害対策に必要な労務の供 給に関すること。 4 災害対策用資機材の調達及 び配分に関すること。 5 所管の被害調査に関する こと。 6 部内の他班に属しないこ と。	都市計画担当員 都市交通担当員	2	半数	全員
		道路班	道路課長	1 道路及び橋梁関係の被害調 査と障害物等の除去に関する こと。 2 地すべり、急傾斜危険区域 等の土砂災害応急対策に関す ること（道路関係）。 3 交通規制について沖縄警察 署との調整に関すること。 4 所管の被害調査に関する こと。	道路課員	半数	全員	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設対策部	建設部長 建設部次長	公園みどり班	公園みどり課長	1 避難所等の修理に関する こと。 2 公園・緑地の避難場所に関 すること。 3 所管の被害調査に関するこ と。	公園みどり 課員	半数	全員	全員
		建築指導班	建築指導課 長	1 被災建築物、被災宅地の応 急危険度判定に関すること。 2 災害復興住宅の融資に関す ること。 3 避難所等の修理に関するこ と。 4 住宅の被災調査及び応急修 理に関すること。 5 所管の被害調査に関するこ と。	建築指導課 員	半数	全員	全員
		住まい建築班	住まい建築 課長	1 避難所等の修理に関するこ と。 2 住宅の被災調査及び応急修 理に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び管 理に関すること。 4 市営住宅等への避難者の収 容に関すること。 5 災害公営住宅の建設に関す ること。 6 所管の被害調査に関するこ と。	住まい建築 課員	半数	全員	全員
		協力班	用地課長 区画整理課 長 計画調整課 長	1 部内各班及び他対策部の応 援に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	用地課員 区画整理課 員 計画調整課 員		半数	全員

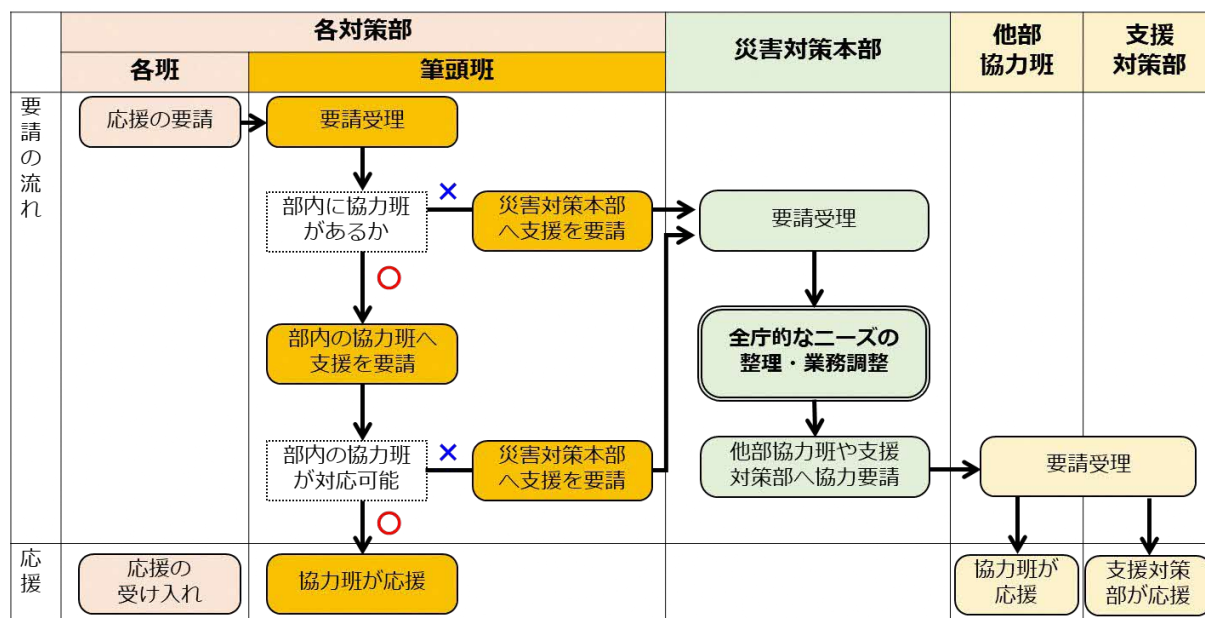
部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
上下水道対策部	上下水道部次長 上下水道部長	水道総務班	総務課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する こと。 2 部内職員の動員及び配置に 関すること。 3 県企業局、水道関係業者等 への応援及び連絡調整等に関 すること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 部内の他班に属しないこ と。	総務課員	2	半数	全員
		工務班	工務課長	1 給水地域の被害状況調査及 び応急給水に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	工務課員	2	半数	全員
		管理班	管理課長	1 災害復旧資機材の確保に関 すること。 2 被害水道施設の応急処置及 び復旧整備に関すること。 3 所管の被害調査に関するこ と。	管理課員	半 数	全 員	全 員
		下水道班	下水道課長	1 下水道施設の点検、整備及 び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 河川の被害調査及び復旧に 関すること。 4 トイレ環境の確保に関する こと。 5 所管の被害調査に関するこ と。	下水道課員	半数	全員	全員
		協力班	料金課長	1 部内各班及び他対策部の応 援に関すること。 2 所管の被害調査に関するこ と。	料金課員		半数	全員
消防対策部	消防部長 消防本部次長・消防署長	消防総務班	消防総務課長	1 部内及び関係機関との連絡 調整に関すること。 2 職員の動員等に関するこ と。 3 消防活動の予算措置に関す ること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 部内の他班に属しないこ と。	消防総務課員	半数	全員	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
消防対策部	消防長 消防本部次長・消防署長	通信指令班	通信指令課長	1 災害の記録に関すること。 2 無線通信等による緊急放送に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 情報の収集及び記録に関すること。 5 気象情報等の収集・伝達に関すること。	通信指令課員	半数	全員	全員
		予防班	予防課長	1 火災、その他災害の予防広報に関すること。 2 防火対象物等の点検、指導に関すること。 3 危険物の保安全般に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	予防課員	半数	全員	全員
		警防班	警防課長	1 災害危険区域の警戒防ぎよ及び救護に関すること。 2 避難者の誘導及び収容に関すること。 3 災害防除活動及び救助活動に関すること。 4 救急医療活動に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 情報の収集及び巡視に関すること。 7 所管の被害調査に関すること。	警防課員	半数	全員	全員
教育対策部	教育部長 教育部次長	教育総務班	教育総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 学校避難所に関すること。 3 教育委員会内の職員の動員及び配置に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。 5 部内の他班に属しないこと。	教育総務課員	半数	全員	全員
		施設班	施設課長	1 学校施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	施設課員	半数	全員	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
教育対策部	教育部次長 教育部長	生涯学習班	生涯学習課長	1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 社会教育施設が避難所となった場合の協力に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	生涯学習課員	2	半数	全員
		協力班	市立図書館長	1 部内各班及び他対策部の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	市立図書館員		半数	全員
			郷土博物館長	1 文化財の被害対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	郷土博物館員		半数	全員
指導対策部	指導部次長 指導部長	指導班	指導課長	1 児童・生徒の被災状況調査及び安否確認に関すること。 2 被災児童・生徒の救護に関すること。 3 応急教育計画、指導に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	指導課員	2	半数	全員
		学務班	学務課長	1 応急学校教材及び学用品の供給整備に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	学務課員	2	半数	全員
		学校給食センター班	学校給食センター長	1 炊出しに関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	学校給食センター職員	2	半数	全員
		協力班	教育研究所長 青少年センター長	1 部内各班及び他対策部の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	教育研究所員 青少年センター員		半数	全員

部	副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
支援対策部	会計管理者・議会議務局長	会計班	会計課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。 3 他部の協力に関すること。	会計課員		半数	全員
		協力班	庶務課長 議事課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	1 各所管に関する応急対策及び他部の協力に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	議会議務局 庶務課員 議会議務局 議事課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 農業委員会事務局員		半数	全員

各班からの応援要請の流れは以下のとおりとする。



第2節 地震情報、津波警報等の伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄県、沖縄気象台
---------	---------------------------------------

地震、津波情報の伝達については、本計画のとおりとし、それ以外については、風水害等編 第1章「第2節 気象警報等の伝達計画」に定めるところによるものとする。

1 緊急地震速報（沖縄気象台）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 地震情報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

(1) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

ア 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

イ 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

ウ 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたときや大津波警報、津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表する。

エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

オ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

カ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

キ 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

ク 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上が観測されたとき、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

3 津波警報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規

模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の

津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大 津 波 警 報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津 波 警 報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津 波 注 意 報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大 津 波 警 報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津 波 警 報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津 波 注 意 報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(5) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

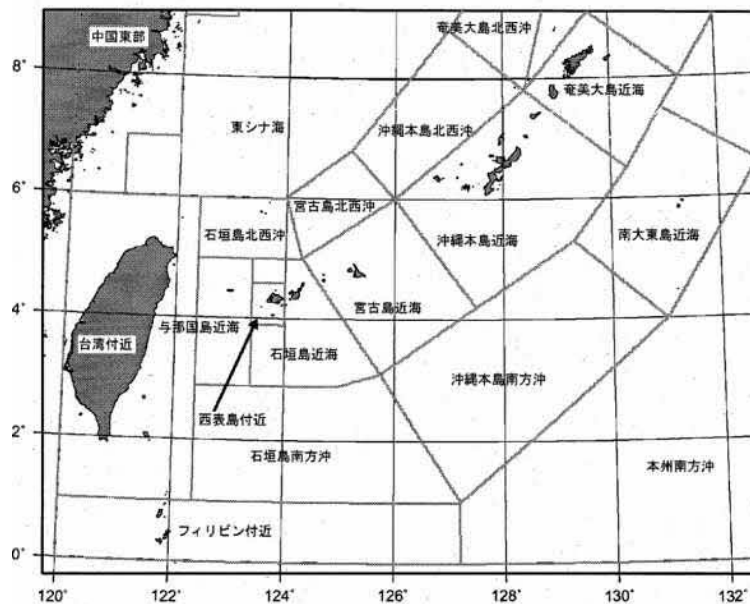
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

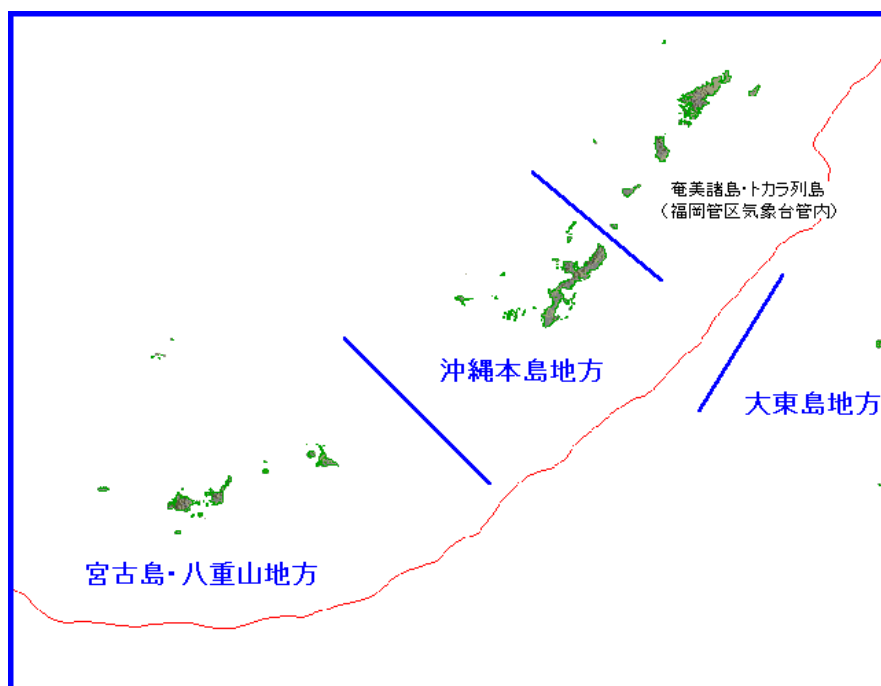
津波予報区	区 域
沖 縄 本 島 地 方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大 東 島 地 方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮 古 島 ・ 八 重 山 地 方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

津波警報等に関連する各種情報等に用いる震央地名及び津波予報区は次のとおり。

[沖縄付近の震央地名]



[沖縄気象台管内の津波予報区]



また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

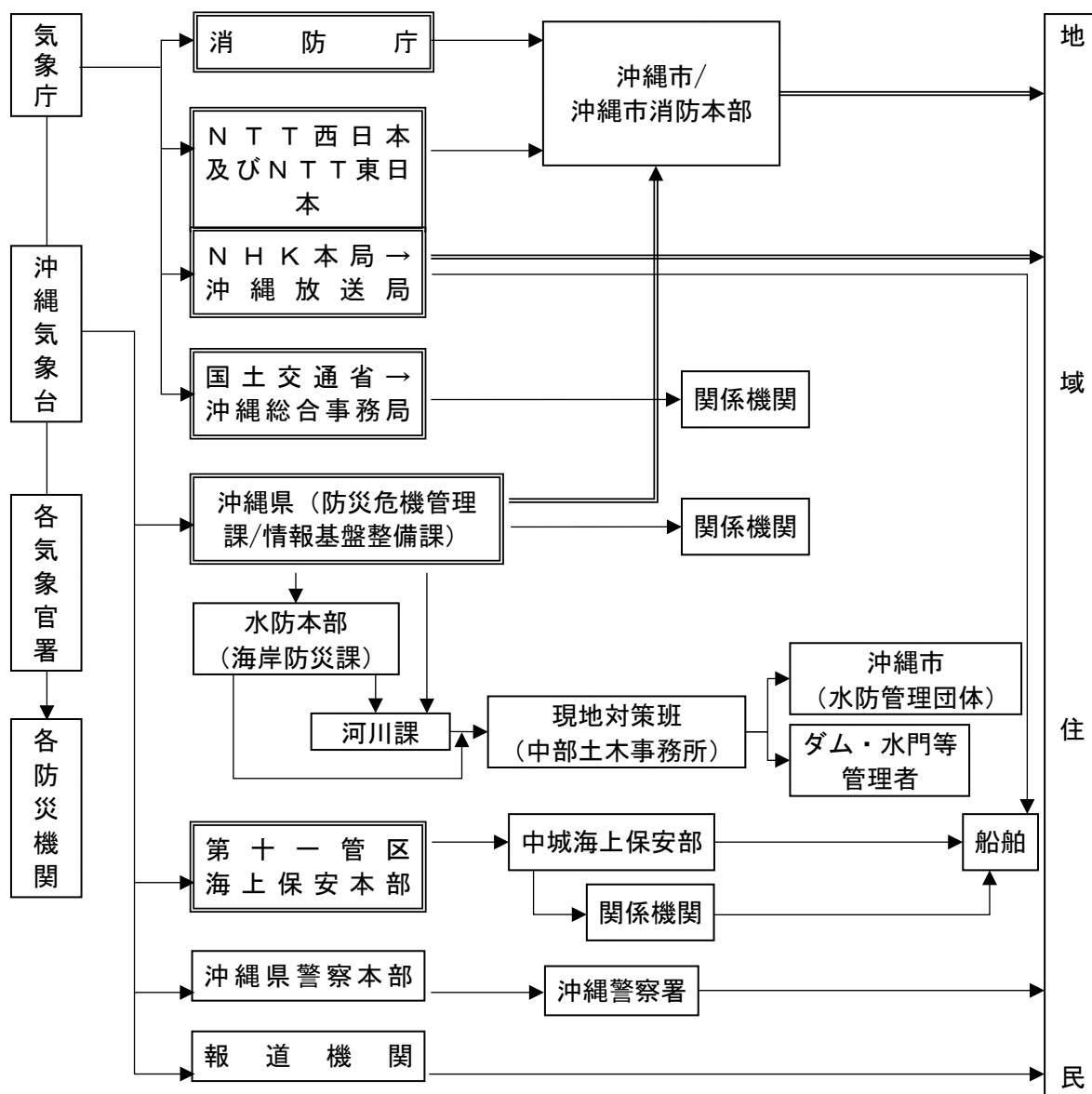
津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達（防災班、秘書広報班、通信指令班、警防班）

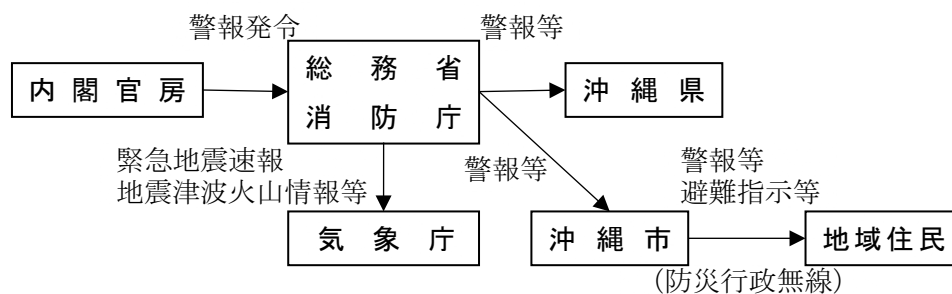
(1) 地震情報及び津波警報等の伝達系統図



（注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

（注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

〔Jアラートの伝達系統図〕



情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ市防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに市民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除は上記系統図の伝達体制に準ずる。

Jアラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の市防災行政無線（以下、「同報無線」という。）の自動起動等の処理を行う。

5 近地地震津波に対する自衛処置（各関係班）

市本部長は、気象庁が発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、広報車等の伝達手段を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、消防対策部 沖縄警察署、電気通信事業者
---------	------------------------------------

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

1 通信設備の利用法（防災班、DX 戦略班、契約管財班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

利用設備	利 用 方 法	
普通電話による通信	一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常扱いの通話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図る。	
臨時電話による通話	臨時電話が設置できる状況にあつては、N T T 西日本沖縄支店への臨時電話設置の手続きにより、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。	
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」	災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からN T T 西日本沖縄支店との調整により「災害時優先電話」の指定を受けておく。 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。	
	通話の内容	機関等
	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 交通施設（道路、港湾等）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

利用設備	利 用 方 法													
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」	<table><tr><th>通話の内容</th><th>機関等</th></tr><tr><td>7 秩序の維持のため緊急を要する事項</td><td>警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間</td></tr><tr><td>8 災害の予防又は救援のため必要な事項</td><td>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間</td></tr></table>	通話の内容	機関等	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間							
	通話の内容	機関等												
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間												
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間												
	緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。													
	<table><tr><th>通話の内容</th><th>機関等</th></tr><tr><td>1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td><td>(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間</td></tr><tr><td>2 治安の維持のため緊急を要する事項</td><td>警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td></tr><tr><td>3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td><td>選挙管理機関相互間</td></tr><tr><td>4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td><td>新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td></tr><tr><td>5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td><td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間</td></tr></table>	通話の内容	機関等	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間	2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間	
	通話の内容	機関等												
	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間												
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間												
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間												
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間													
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間													

利用設備	利 用 方 法																		
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	災害のための緊急を要する電報にあつて、電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告の上、申し込む。なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込む。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電報の内容</th><th>機関等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの</td><td>気象機関相互間</td></tr> <tr> <td>2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項</td><td>水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間</td></tr> <tr> <td>3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</td><td>消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間</td></tr> <tr> <td>4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr> <tr> <td>5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>通信の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr> <tr> <td>6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr> <tr> <td>7 秩序の維持のため緊急を要する事項</td><td>警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間</td></tr> <tr> <td>8 災害の予防又は救援のため必要な事項</td><td>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間</td></tr> </tbody> </table>	電報の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
電報の内容	機関等																		
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間																		
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間																		
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間																		
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間																		
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間																		
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間																		
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間																		
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間																		

利用設備	利 用 方 法													
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込むこととする。													
	<table border="1"> <tr> <th>電報の内容</th><th>機関等</th></tr> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td><td>気象機関相互間</td></tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td><td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間</td></tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td><td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td></tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td><td>選挙管理機関相互間</td></tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td><td>新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td></tr> <tr> <td>6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td><td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間</td></tr> </table>	電報の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項
電報の内容	機関等													
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間													
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間													
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間													
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間													
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間													
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間													

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、または緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用する。詳細は、資料編を参照。

専用通信施設	通 信 方 法
消 防 無 線 電 話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ、通信連絡を行う。
警 察 電 話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警 察 無 線 電 話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
沖縄県総合行政通信ネットワーク	沖縄県総合行政通信ネットワークを利用し、通信連絡を行う。

専用通信施設	通 信 方 法
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができないときに、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

●資料編 資料 10-8 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用する。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

イ 各防災会議

ウ 日本赤十字社

エ 全国消防長会

オ 電力会社

カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

2 被害状況に応じた対応（防災班、DX 戦略班、契約管財班、警防班）

本庁舎が被災した場合は、被災の状況に応じて以下のような対応をとる。

被災の状況	対応方針
ア 市庁舎機能全壊 すべての通信システムがダウン。	専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
イ 市庁舎機能一部損壊 電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン。県総合行政情報通信ネットワークは使用可能。	県総合行政情報通信ネットワークのほか、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
ウ 市庁舎機能支障なし すべての通信システムが使用可能。	通常の NTT 回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県総合行政情報通信ネットワーク、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。

●資料編 資料 10-7 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

3 住民への措置（防災班、警防班）

(1) 有線放送設備の利用

市は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備事業者とその利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておく。

(2) 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。詳細は資料編を参照。

(3) 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達または警告等を行う場合において、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときは、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」に基づき、県に放送の要請を依頼する。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

●資料編 資料 10-2 災害時優先電話登録回線一覧表

資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

第4節 災害情報等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各対策部 沖縄県
---------	---------------------------------------

この計画は、災害情報及び被害状況等を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

第1款 情報収集・報告・とりまとめ

部署・関係機関	総務対策部、各対策部
---------	------------

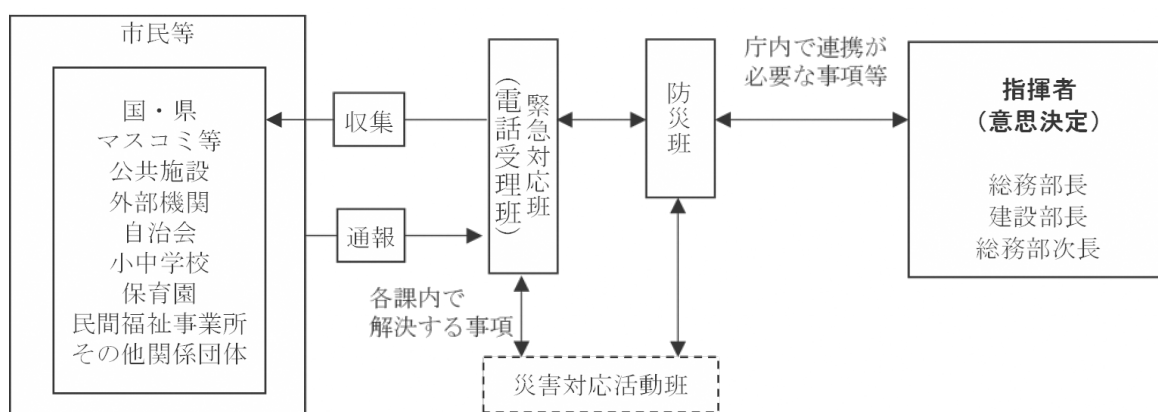
市本部における各対策部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、市本部長に報告するものとし、収集した情報の収集・報告については、概ね下図のとおりとする。ただし、災害の規模、時期及び緊急的な状況等によって変化するため、その状況に応じて適切な報告を行う。

緊急対応班（電話受理班）が収集した情報は、各対策班に報告される。各対策班は情報の精査及び対策・対応の検討等を行い、各部長より災害対策本部会議へ付議する。また、庁内全体で調整が必要な内容については、防災班が対応の方針等について検討し、災害対策本部会議へ付議する。災害対策本部会議は、その情報についての対策・対応について意思決定を行う。

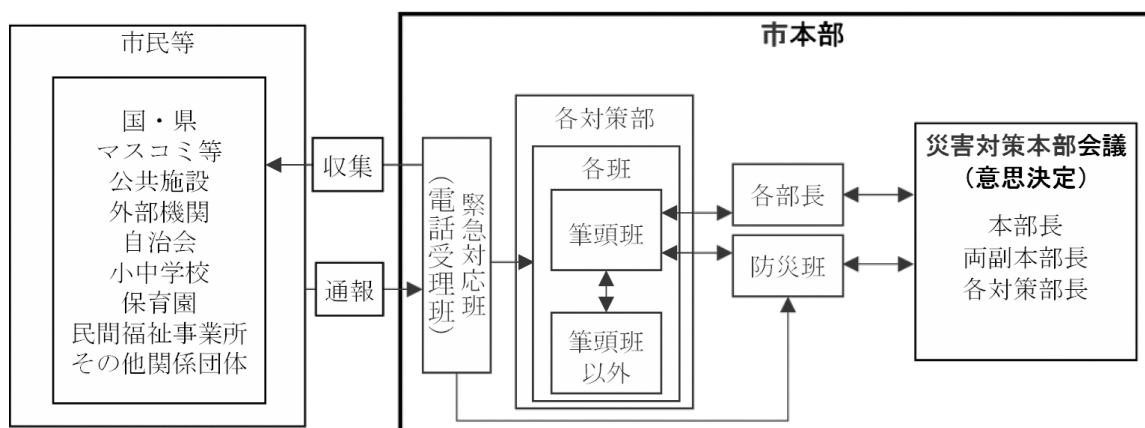
なお、災害対策初動体制時及び災害対策警戒体制時の収集方法、収集内容、報告方法等については、同款に準じて行う。

情報収集・報告経路

災害対策警戒体制時における指揮命令系統図



災害対策本部体制時における指揮命令系統図



1 情報の収集方法（各対策班）

災害が発生した場合、市本部は、自治会や自主防災組織、市民等の通報による情報及び国県、外部機関、マスコミ等から情報を収集し、対策にあたる。また、情報の収集にあたっては、電話、I P無線、FAX、メール、テレビ、ラジオ、現地調査等あらゆる手段を活用し、通報を待つだけでなく、自ら情報を収集することも重要である。

(1) 各対策班の情報収集

各対策班は、公共施設、自治会、小中学校、保育園、民間福祉事業所、その他所管する施設等の被害状況等を電話、I P無線等を活用し情報を収集する。また、必要に応じて市本部長の指示により現地調査や、市有建築物の緊急点検を行う。

●資料編 資料 10-6 I P無線機一覧

●資料編 資料 17-3 大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（内閣府）

点検対象施設	位置づけ	担当課（施設所管課）	対象施設数
庁舎	災害対策本部	総務部契約管財課	1
各小学校、中学校	避難所等	教育委員会	24
コザ運動公園 事務所	防災拠点	経済文化部観光スポーツ振興課	1
沖縄市体育館	避難所等	経済文化部観光スポーツ振興課	1
越来保育所	指定避難所	こどものまち推進部保育・幼稚園課	1
保健相談センター	避難所等	健康福祉部健康推進室市民健康課	1
老人福祉センターかりゆし園、福祉文化プラザ	避難所等	健康福祉部ちゅいしいじい課	2
沖縄市社会福祉センター	準避難所等	健康福祉部ちゅいしいじい課	1
消防本部庁舎	物資備蓄場所	消防本部消防総務課	1
消防出張所（山内・泡瀬）	消防署	消防本部消防署（各出張所）	2
沖縄アリーナ	防災拠点	プロジェクト推進室	1

(2) 市民等からの通報

市本部が設置された場合、市民や関係機関等からの通報、被害状況及び問合せ等については、災害対策警戒体制から継続して緊急対応班（電話受理班）が電話受理を行う。受理した情報は、所管する対策班へ報告する。

●資料編 資料 18-1 通報受理簿（台風・大雨等）

資料 18-2 通報受理簿（大規模災害）

(3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

2 情報の収集内容（各対策班）

収集内容については、下表の事項等の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

1	災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地震等情報
2	被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
3	避難情報	避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況、避難者数、指定避難所等の場所
4	通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
5	道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
6	対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食品、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資機材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
7	その他の情報	大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

3 情報の報告方法（各対策班）

各対策班は、災害発生時から時間経過に伴い、次の段階ごとに区分し、市防災情報システムを活用し報告を行うものとする。ただし、市防災情報システムが活用できない場合については、各様式に記入し報告するものとする。

(1) 概況調査報告

大規模な災害が発生した場合、発災直後から 1 時間程度の市内の被災状況等の概況を直ちに調査し報告する。

(2) 被害状況初期報告

各対策班は、発災 1 時間後から概ね 3 日目までの被災及び応急対策等の情報を各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、逐次各対策本部長及び防災班へ報告する。

(3) 被害状況中間報告

各対策班は、被害状況の全容が明らかになったとき（概ね 4 日目）から、応急対策が完了するまでの間、毎日 12 時現在の情報をとりまとめ、各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、

同日14時までにその状況を各対策部長及び防災班に報告する。

ただし、早急に対策が必要な情報については、逐次各対策本部長及び防災班へ報告する。

(4) 災害確定報告

市は、災害報告取扱要領に基づき、次款「情報伝達計画」のとおり把握した被害状況等について必要な事項を県に報告するものとする。

●資料編 18. 様式 (18-1～18-12)

資料 18-13 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）

(5) 現地調査報告

各対策班は、市本部長の指示により必要に応じて、現地の被害状況を調査しとりまとめ、各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、各対策部長及び防災班へ報告する。

ア 調査対象

概況調査報告及び被害状況初期報告等をもとに、救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて被害状況調査を実施する。ただし、救助法の適用基準に該当しないものについては、災害の規模状況等を勘案し、市本部長の指示により被害状況調査を実施する。

調査の対象は人、住家被害等とし、納税班が行う。なお、道路、上下水道等のライフラインや公共施設等の調査については、所管する対策班が行う。

イ 調査方法

人、住家被害等の被害状況調査については、下表のとおり行うものとし、その他ライフラインや公共施設等の調査については、所管する対策班の調査方法で行う。

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査グループを編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、「被害状況の判定基準」（資料編）及び概況調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるため、数多く撮影する。
調査期間	市本部からの指示後、3日以内に完了報告を目指す。

●資料編 資料 13-2 被害状況の判定基準

資料 18-3 概況調査票

4 報告内容（防災班、各対策班）

各対策部筆頭班は、次の内容を逐次、各対策部長へ報告する。各対策部長は報告内容を確認の上、災害対策本部会議へ報告する。なお、各対策部の対応状況や庁内全体で調整が必要な内容については、各対策部の筆頭班が防災班へ報告する。

- (1) 調査・収集した被害情報
- (2) 市民等からの通報情報
- (3) 対策・対応した内容

- (4) 避難者数、指定避難所等の状況
- (5) 備蓄物資・資機材等の状況
- (6) 所管又は関係する施設・設備等の被害情報
- (7) 防災関係機関からの情報
- (8) 対応できる職員数、編制した部隊数
- (9) その他災害対策・対応に必要な情報

5 とりまとめ（防災班、各対策班）

各対策部筆頭班は、所管又は関係する次の情報をとりまとめ、各対策部長へ報告する。各対策部長の指示の下、全ての情報をとりまとめ、災害対策本部会議の資料等を作成する。作成した災害対策本部会議の資料等は、防災班へ報告・提出する。防災班は、各対策部の災害対策本部会議の資料等を取りまとめ、災害対策本部会議に提出する。

- (1) 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- (2) 避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況
- (3) 避難者数、指定避難所等の場所等に関する情報
- (4) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- (5) 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- (6) ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- (7) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (8) 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- (9) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

第2款 情報伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各対策部 沖縄県
---------	---------------------------------------

市は、被害規模を早期に把握するため前款「情報収集・報告・とりまとめ」に基づき情報収集を行う。なお、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

また、市本部長は、基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、収集した被害状況等を県等に報告するものとする。

●火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）

災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）

1 実施責任者（各対策班）

(1) 市の役割

ア 市内で発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、直接消防庁に報告する。なお、3の(1)災害直接即報の基準に該当する

災害については、第一報を県に加え直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

ウ 消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(2) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、消防庁に報告する。被害状況等の把握にあたって、警察本部等関係機関と密接な連携を保つ。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害情報の収集（各関係班）

市は、被害規模を早期に把握するため、前款「情報収集・報告・とりまとめ」に加え、次の内容に留意し情報等の収集を行う。なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

(1) 災害情報の種類

- ・ 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ・ 避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数、指定避難所等の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ・ ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、市は、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施する必要がある。119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し、また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握するため、消防本部、消防団、沖縄警察署等から「推定情報」についても報告してもらう。

(3) 市被災時の情報収集

県は、市が被災したために被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、市に県調査隊、県職員を派遣し、情報を収集する。

3 災害報告（防災班、各関係班）

市本部長は、被害の具体的な状況を県等に報告するものとし、報告の基準、種別及び要領等については、次のとおりとする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、火災等即報、救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(1) 報告種別及び要領

市は、火災・災害等即報要領及び災害報告取扱要領に基づき、次の報告種別ごとに報告する。なお、判断に迷う場合には、できる限り広く報告をする。

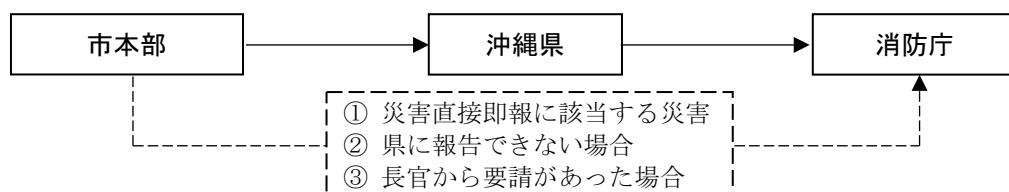
●資料編 18. 様式 (18-1～18-12)

時期	報告種別	報 告 要 領
災害時	災害直接即報	市は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）が発生した場合には、第4号様式（その1）（災害概況即報）にて第一報を県に加え直接消防庁に対しても以下のことに留意し報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第4号様式（その2）（被害状況即報）にて第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。 ① 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告し、以後、様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。 ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、または津波により死者または行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。 ③ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。
	災害概況即報	市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に第4号様式（その1）（災害概況即報）に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。また、県に報告できない場合にあっては、消防庁に報告する。なお、避難指示又は高齢者等避難が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告する。
	被害状況即報	市は、被害状況が判明次第、逐次報告するもので第4号様式（その2）（被害状況即報）に基づく内容を市から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあっては、消防庁に報告する。 なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。
	災害確定報告	市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告第1号様式に基づく内容を、地方本部等を経て、県に報告する。 なお、報告にあたっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

平時	災害中間年報	市は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを災害報告第2号様式に基づき12月20日までに報告する。
	災害年報	市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告第3号様式に基づき4月30日までに県へ報告する。

※県（防災危機管理課）に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

災害即報・報告経路



(2) 即報基準

災害即報及び災害報告は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をする。

報告種別	基準		
災害即報直接	地震：市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。） 津波：死者又は行方不明者が生じたもの 風水害等：死者又は行方不明者が生じたもの		
災害概況即報・被害状況即報	一般基準	① 救助法の適用基準に合致するもの ② 市本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	（一般基準に該当しないもの） 個別基準	地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害等	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

報告 種別	基準	
	社会的 影響 基準	上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いもの
中間 年報 ・ 災害 年報 ・ 災害 報告 ・ 災害 報告	※特別警報、津波警報、津波注意報が発表された場合及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市及び県が講じた応急対策等について報告すること。 報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。 ① 救助法の適用基準に合致するもの ② 県本部又は市本部を設置したもの ③ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの	

(3) 報告事項

原則として報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、各様式に応じた事項を報告する。なお、様式及び記入要領については、資料編を参照すること。

●資料編 18. 様式 (18-1～18-12)

(4) 通報及び報告方法（防災班、通信指令班）

- ① 防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市本部（939-1212）に通報する。
- ② 市本部長は通報を整理し、県に報告する。県に報告できない場合には、直接消防庁（03-5253-7527）に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。
- ③ 県への報告については、原則として、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等を活用し報告する。ただし、活用できない場合については、各様式に記載しFAX送信または電話等通信可能な方法により報告をする。
- ④ 消防庁への報告については、原則として様式により電子メールで報告をする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができる。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができる。

- ⑤ 地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する災害等が発生したときは、被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ア 災害直接即報に該当する災害

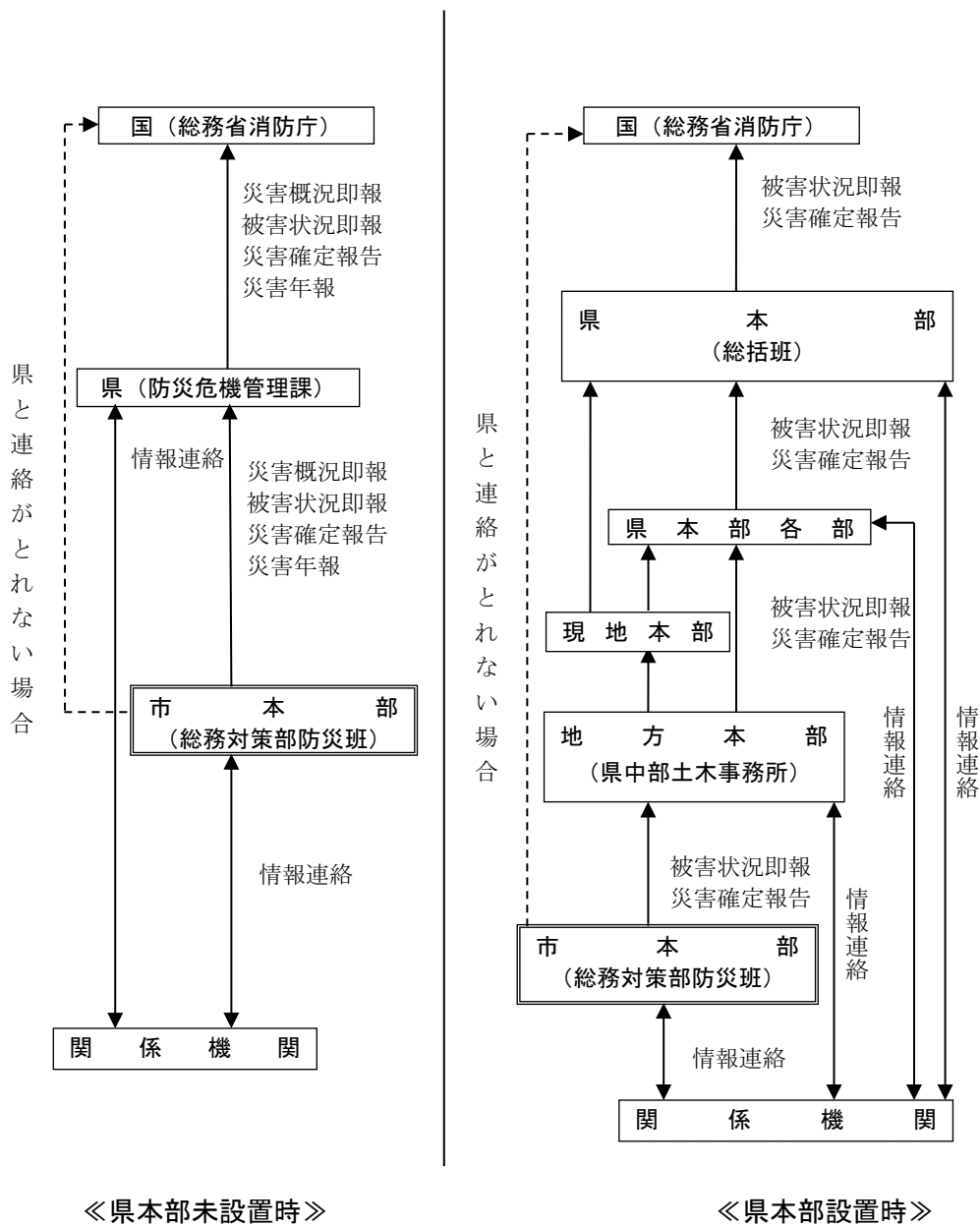
イ 市の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な災害

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響が高い災害

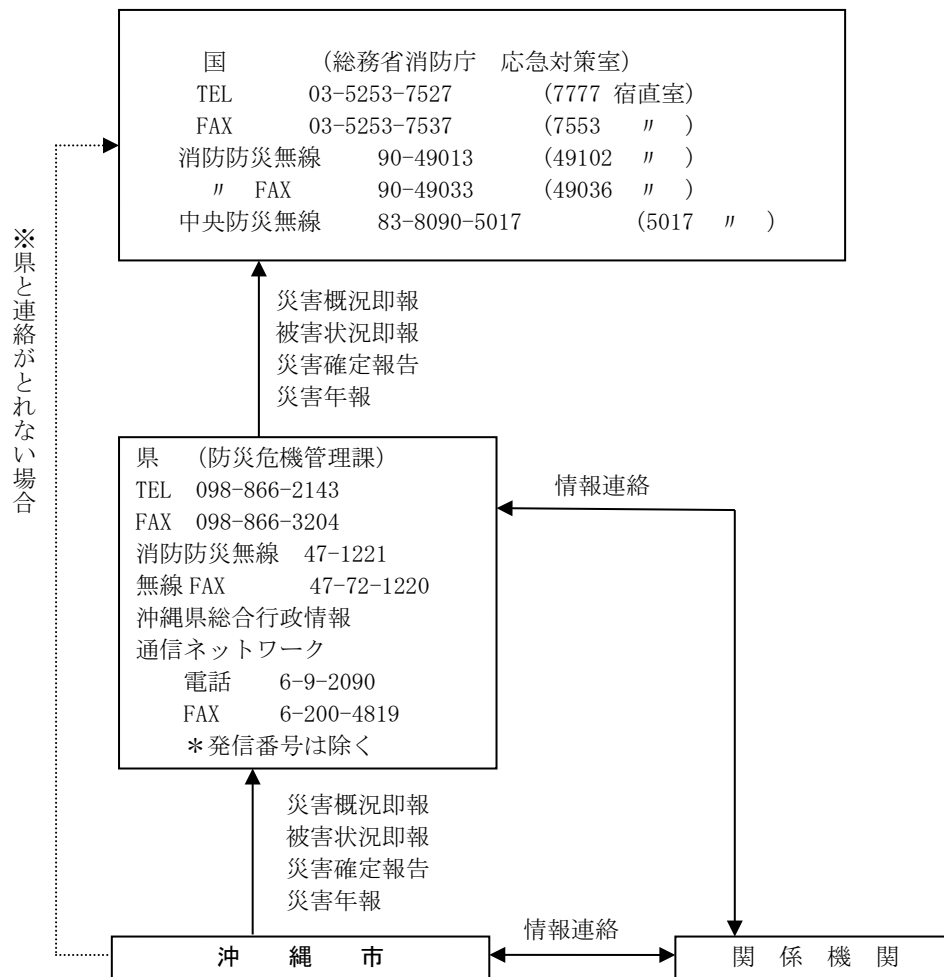
（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される災害をいう。）

エ 上記に定める災害に発展するおそれがあるもの

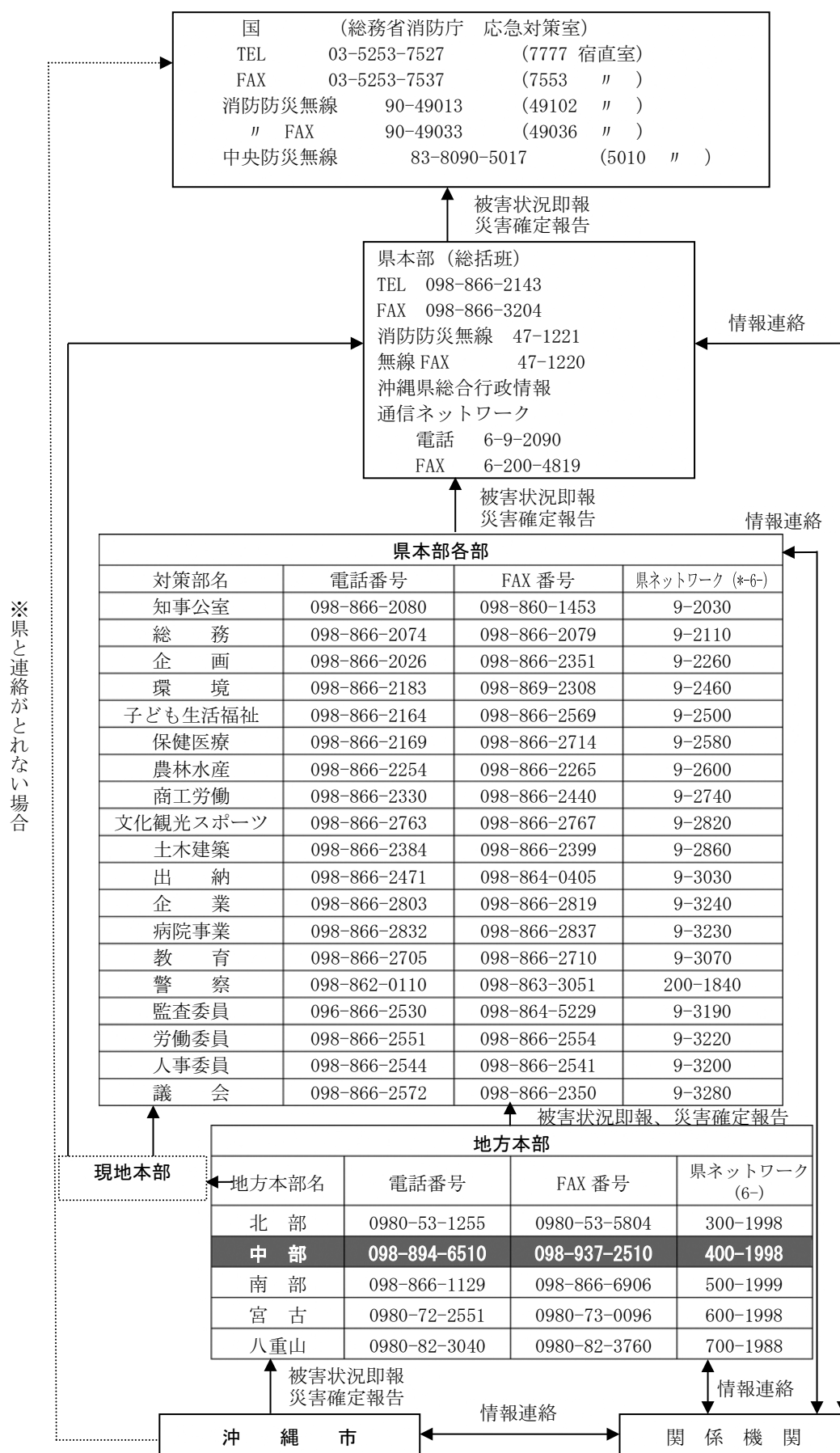
[災害情報連絡系統図（概要）]



ア 災害情報連絡系統図（県本部未設置時）



イ 災害情報連絡系統図（県本部設置時）



防災関係機関の収集する情報

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Information Class)] CH --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] FM[Firefighting Agencies] --> PP[Prefectural Police Headquarters] PP --> PH </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Civil Engineering)] CH --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] NH2[Naha City Comprehensive Development Bureau] --> PD[Prefectural Civil Engineering Department] NH3[Nippon Express] --> PD CH2[Chubu Regional Headquarters (Civil Engineering)] --> PD PD --> PH TR[Transport-related Agencies] --> PP[Prefectural Police Headquarters] PP --> PH </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Forestry)] NH --> CH2[Chubu Regional Headquarters (Civil Engineering)] CH --> PH1[Prefectural Forestry and Fisheries Department] CH2 --> PH2[Prefectural Civil Engineering Department] PH1 --> PH3[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] PH2 --> PH3 OA[Osaka International Airport] --> PH3 NH4[Naha City Comprehensive Development Bureau] --> PH3 </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR LL[Lifeline-related Agencies] --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] TR[Transport Facilities] --> PH NH[Naha City (Waterworks)] --> HM[Prefectural Health and Medical Department] NH --> EB[Enterprise Bureau] HM --> PH EB --> PH </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR NH[Naha City] --> EO[Education Office] EO --> PH1[Prefectural Education Department] PH1 --> PH2[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] NH2[Prefectural Cultural Facilities] --> CSP[Culture and Sports Department] CSP --> PH2 NH3[Private Schools] --> GA[General Affairs Department] GA --> PH2 </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Management)] CH --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] NH2[Other Facilities] --> MD[Management Department] MD --> PH NH3[Prefectural Facilities] --> MD </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Information Class)] CH --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] PP[Prefectural Police Headquarters] --> PH </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Life Welfare)] CH --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] RD[Prefectural Relief Departments] --> PH </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR NH[Naha City] --> CH[Chubu Regional Headquarters (Comprehensive Class)] CH --> PH[Prefectural Headquarters (Comprehensive Class)] RA[Other Related Agencies] --> PH </pre>

4 安否情報の提供（市民班、保護班、消防本部、各関係班）

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、市民対策部、健康福祉対策部、各関係対策部
---------	----------------------------------

市は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう住民に対する普及啓発に努める。なお、その際には要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

1 実施要領（秘書広報班、防災班、各関係班）

- (1) 各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは直接秘書広報班長に原則として文書により通知する。
- (2) 秘書広報班は、各対策部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、市本部長の指示により速やかに市民及び、報道機関へ広報する。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。
- (3) 市は、県及び報道機関と相互に情報交換を行うよう努める。

2 報道機関に対する情報等の発表の方法（秘書広報班）

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて秘書広報班において行う。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておく。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
イ 災害発生場所または被害激甚地域
ウ 被害の状況
エ 救助法適用の可否
オ 市本部における応急対策の状況
カ その他必要と認める事項

- (3) 災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり市に情報連絡員を派遣する。

3 市民に対する広報事項（各関係班）

- (1) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ市民や被災者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- ア 不要不急の電話の自粛
- イ 被災者の安否
- ウ 空き病院の情報
- エ 二次災害防止のためにとるべき措置

- オ 交通情報
- カ 食料・生活物資に関する情報
- キ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

4 市民に対する広報の方法（秘書広報班、防災班、各関係班）

収集した災害の情報及び応急対策等、市民に通知すべき広報事項は、その内容に応じ、次の方法により行う。

- (1) 市防災行政無線、サイレンによる伝達
- (2) 市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、沖縄市メール配信サービス『メルマガ@おきなわ』、SNS等
- (3) Lアラートや報道機関を通じた広報（テレビ、ラジオ、新聞等）
- (4) 各自治会へFAX送信、自治会の広報マイク放送
- (5) 広報車
- (6) 写真、ポスター等の掲示
- (7) 来庁者に対する広報窓口の設置

5 要配慮者に対する対応（ちゅういしいじい班、障がい福祉班、観光スポーツ振興班、各関係班）

要配慮者に対する広報は、共通編 第3章「第4節 第5款 要配慮者の安全確保計画」、「第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保」を基本に実施する。

第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	自衛隊
---------	--------------	-----

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命または財産の保護のため、市本部長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼するためのものである。

●自衛隊法第83条

1 災害派遣を要請する場合の基準（防災班）

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
- (3) 市の通信途絶の状況から判断した場合。

2 市長の派遣要請要求等（防災班）

(1) 知事への派遣要請要求

市本部長は、基本法第68条の2に基づき、当該市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

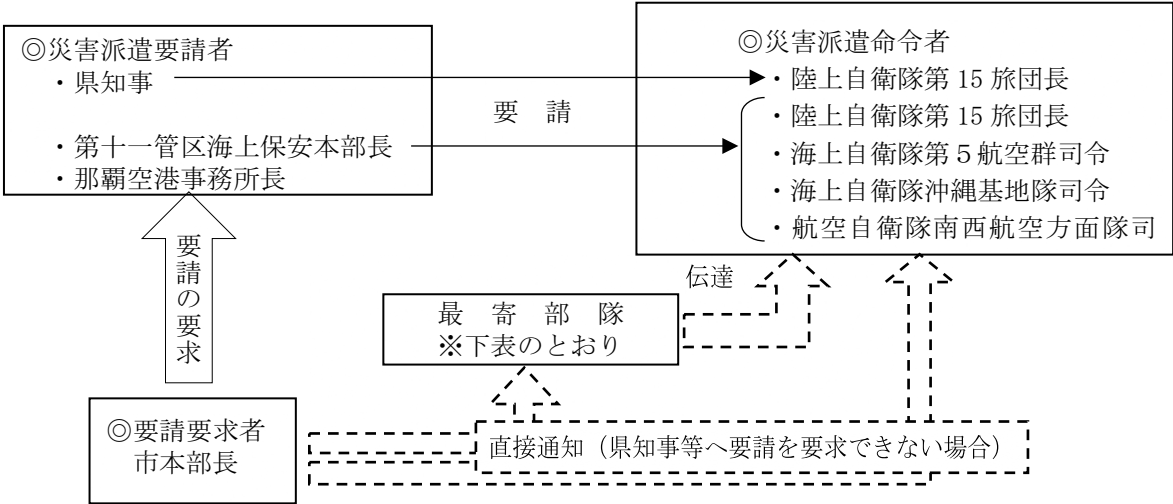
(2) 防衛大臣等への通知

市本部長は、通信の途絶等により知事（防災危機管理課）に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定する者（派遣命令者）に通知することができる。なお、市本部長は、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。通知を受けた防衛大臣またはその指定する者（派遣命令者）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

●資料編 資料 18-15 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

●自衛隊法第83条第2項

[自衛隊の災害派遣要請系統]



※ 緊急時における直接通知を実施した市本部長は、速やかに県に派遣依頼する。

連絡先一覧

名称		所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団		那覇市鏡水 679	TEL：098-857-1155
海上自衛隊第5航空群		那覇市字当間 252	TEL：098-857-1191
海上自衛隊沖縄基地隊		うるま市勝連平敷屋 1920	TEL：098-978-2342
航空自衛隊南西航空方面隊		那覇市字当間 301	TEL：098-857-1191
最寄部隊	陸上自衛隊白川分屯地	沖縄市字白川 119	TEL：098-938-3335
	陸上自衛隊勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	TEL：098-978-4001
	航空自衛隊恩納分屯基地	国頭郡恩納村字恩納 7441	TEL：098-966-2053
	自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	TEL：098-937-1608

3 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4 派遣部隊との連絡調整（各関係班）

- (1) 市は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、市は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5 市の準備すべき事項（各関係班）

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

- (1) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、または野営施設を提供する。
- (4) 災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できるだけ市で準備し、できないものについては県にその準備方を要請する。

6 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

区分	措置
警察官がその場にいない場合 (自衛隊法第94条第1項)	ア 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項） イ 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項） ウ 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）
市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（基本法第63条第3項）（市長へ通知） イ 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）（市長へ通知） ウ 住民等を応急措置の業務に従事させること（基本法第65条第3項）（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

- ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- イ 自衛官の従事命令（基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

7 派遣部隊の撤収（自衛隊、沖縄警察署、消防総務班）

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

●資料編 資料 18-16 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書

8 経費の負担区分等（各関係班）

- (1) 災害派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部はその都度、要請者と災害派遣命令者間で協議の上決定する。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行う。

9 ヘリポートの準備（各関係班）

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理する者として、際害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

- (1) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者または管理者との調整を確実に実施する。

- (2) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

- (3) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

- (4) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

- (5) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、ヘリポート表示基準（H記号）を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がる時は散水する。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

10 自衛隊の自主派遣（自衛隊）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要

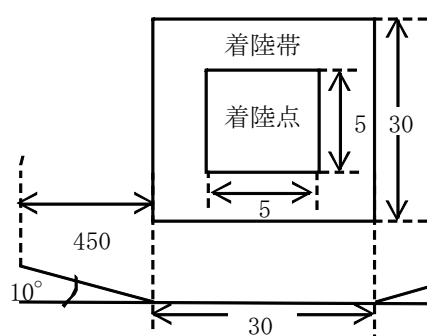
があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊による災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

[ヘリポート設置基準]

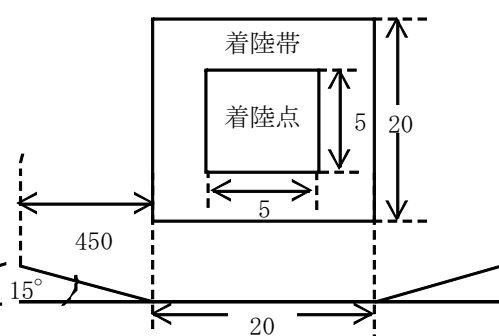
(a-1) 小型機（OH-6）の場合

《標準》



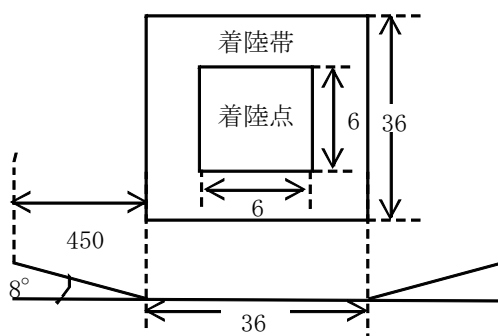
(a-2) 小型機（OH-6）の場合

《応急》



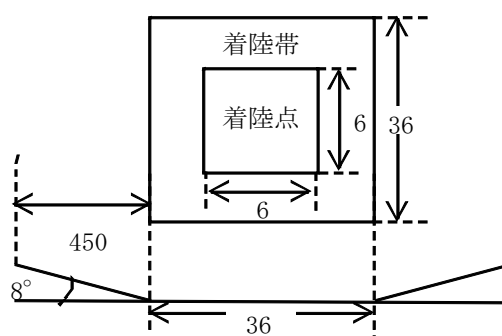
(b-1) 中小型機（UH-1）の場合

《標準》



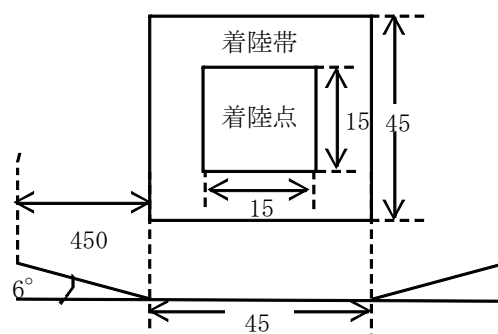
(b-2) 中小型機（UH-6）の場合

《応急》



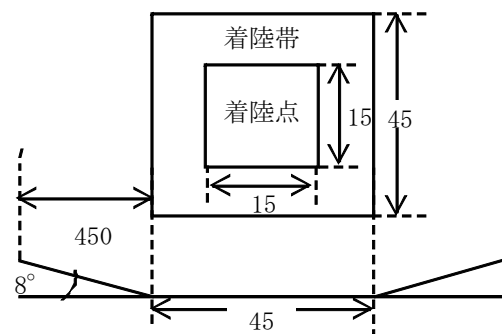
(c-1) 大型機（V-107 及び UH-60J）の場合

《標準》



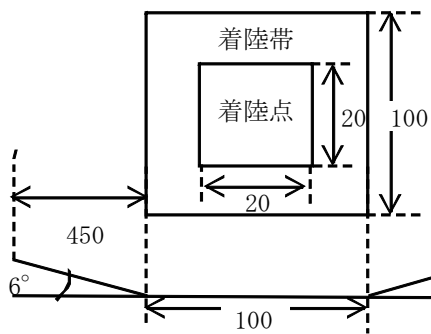
(c-2) 大型機（V-107 及び UH-60J）の場合

《応急》



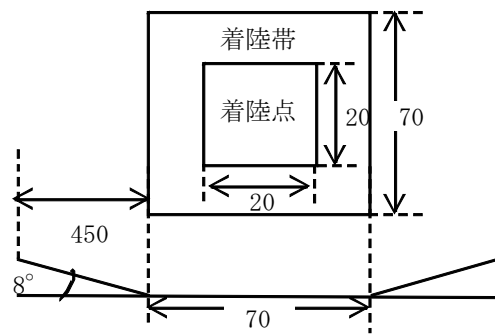
(d-1) 大型機 (CH-47) の場合

《標準》



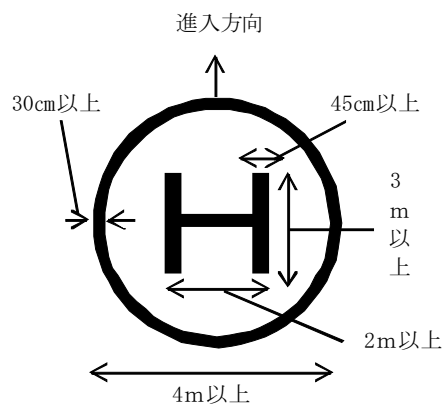
(d-2) 大型機 (CH-47) の場合

《応急》

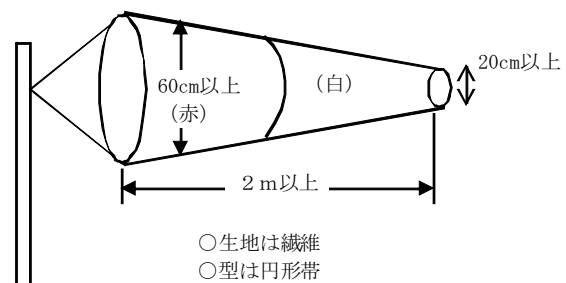


[ヘリポート標示基準]

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

○石灰で標示。積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

第7節 広域応援要請計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各対策部
---------	------------------

この計画は、災害時において隣接市町村、県または指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものである。

1 他の市町村または県に対する応援要請（防災班、各関係班）

市は、必要に応じ、他の市町村または県に対し応援を要請する。応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

基本法第67条第1項の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

(2) 県に対する応援の要請

基本法第68条の規定に基づき、市長が知事に対し応援を求める。

●災害対策基本法 第67条第1項 第68条

(3) 応援協定に基づく要請

市は、県内外の他市町村と応援協定を締結している。これらの応援協定に基づき、災害時の応援を要請する。

●資料編 資料2-2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市）

資料2-3 災害時における相互応援に関する協定（東海市）

資料2-4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会）

資料2-5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）

2 職員派遣の要請または職員派遣のあっせんの要請（人事班）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、またはあっせんを求める。要請またはあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

基本法第29条第2項の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長または指定公共機関に対し当該指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

●災害対策基本法第29条第2項

災害対策基本法施行令第15条

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

基本法第30条第1項、第2項の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関または指定

公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次の事項を明示して要請する。（災害対策基本法施行令第16条）

●災害対策基本法第30条

災害対策基本法施行令第16条

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 県または他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、市長が知事または他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

●地方自治法第252条の17第1項

※「1 他の市町村または県に対する応援要請」に基づく応援（人面的）と「2 職員派遣の要請または職員派遣のあつせんの要請」に基づく職員派遣との差異については、概ね次のとおりとなる。

区分	応援（人面的）	職員派遣
性質	マンパワーとしての人員に着目する 場合が多い	職員個人の有する技術・知識・経験等 に着目
期間	短期	原則として長期にわたる
事務	災害応急対策を実施するために必要 な事	災害応急対策又は災害復旧に関し必要 な事
身分	身分の移動を伴わない	派遣先の身分と併任
指揮監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮 下に入る	個人的に派遣先に分属する

3 消防に関する応援要請（消防総務班）

- (1) 市は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定または消防組織法第39条第1項の規定に基づき応援を要請する。

●消防組織法第39条第1項

- (2) 市は、大規模災害発生時において他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（防災危機管理課）に依頼する。なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

●消防組織法第44条

●資料 18-17 緊急消防援助隊応援要請連絡

4 海外からの支援の受入れ（防災班、各関係班）

国の非常災害対策本部から、海外からの支援受入れの連絡が県へとあった場合、県が支援の受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。支援を受入れる際に市は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上、決定する。

5 災害時受援体制（各関係班）

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について計画する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

市は、会議室レイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第8節 避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	---

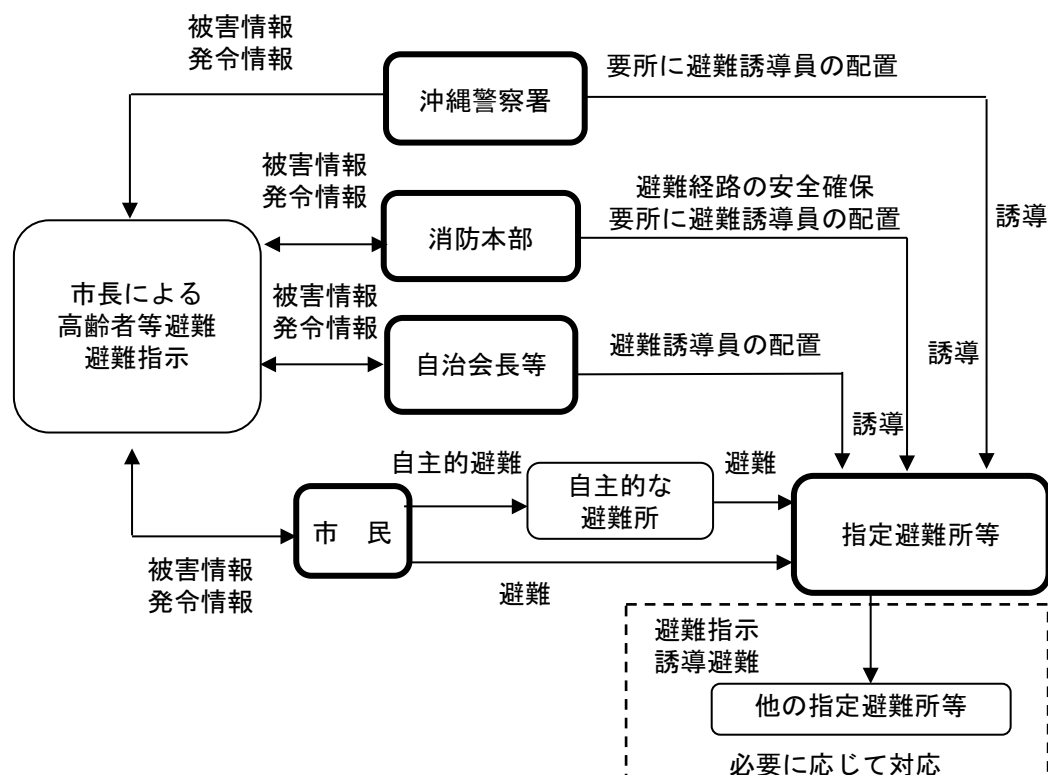
この計画は、大地震や津波災害が発生した場合または津波災害が発生するおそれのある場合において、危険区域内の住民に対して避難のための立退きを指示するとともに、指定避難所等の開設・運営等を実施し、避難住民の生活安定を図るものである。

第1款 避難の原則

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	---

高齢者等避難・避難指示と避難誘導の流れについては、以下のとおりとする。

〔高齢者等避難・避難指示と避難誘導の流れ〕



1 実施責任者（各関係班）

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘

導、指定避難所等の開設及び指定避難所等への収容及び保護を、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 高齢者等避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第56条第2項	

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条第1項	
知事	災害全般	基本法第60条第6項	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第61条第1項	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条第1項	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、雨水出水、津波、高潮地すべり	水防法第29条地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第63条第1項	
知事	災害全般	基本法第73条第1項	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第63条第2項	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第63条第3項	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条第1項	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条第2項	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第21条第1項	
警察官	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第21条第2項	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(4) 避難の誘導

指定避難所等への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(5) 指定避難所等の開設及び収容保護

指定避難所等の開設及び収容保護は市長が行う。なお、救助法が適用された場合における指定避難所等の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行う。

また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

2 避難指示等の運用（防災班）

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
高齢者等避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	基本法第56条第2項
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。	基本法第60条第1項
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	基本法第60条第3項
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限、禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。 なお、基本法第116条により従わなかった者には、罰則が規定されている。	基本法第63条第1項

(2) 避難指示等の基準

市は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に基準等を策定し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

(3) 避難指示等の内容（防災班、警防班）

避難措置実施者は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発する。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ その他必要な事項

(4) 住民への周知

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令または警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、住民への周知を図る。

ア 市防災行政無線、サイレンによる伝達

イ 放送による伝達（緊急有線放送による一斉放送）

ウ 広報車による伝達

エ 伝達員による伝達

オ 市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、沖縄市メール配信サービス『メルマガ@おきなわ』、SNS等

緊急を要し上記ア、イ、ウ、エの方法が難しいときは、消防団等による戸別伝達を行う。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に準じて要請する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者	関係機関通知先	備考
市長	市長→県知事（防災危機管理課）	基本法に基づく措置
	県内放送事業者	
知事の措置	県知事（防災危機管理課）→市長	基本法に基づく措置
	県知事（海岸防災課）→沖縄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官	警察官→沖縄警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）	基本法に基づく措置
	警察官→沖縄警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長→市長→県知事（防災危機管理課）	基本法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
消防職員・消防団員の措置	消防長→市長	消防法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者→沖縄警察署長	水防法に基づく措置

(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達

市は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱における避難勧告等の情報の伝達ルート及び手段（資料編）」により、避難指示等発令情報を県内放送事業者に伝達する。

●資料編 資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

【避難指示と警戒区域の設定の違い】

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。（従って、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。）

設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合

があり、最近では熊本地震時に宇土市で警戒区域を設定している。

(7) 解除の基準

ア 避難指示等の解除については、当該地域が避難指示等の発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたときとする。また、東日本大震災では、警報解除まで3日かかったことを考慮して、警報発表から3日間を想定した計画とする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

3 高齢者等避難、避難の指示基準の目安と住民に求める行動（防災班、警防班、各関係班）

(1) 市の役割

市は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難行動の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図るとともに、災害時には住民等の主体的な避難行動を支援する情報（避難指示等）を提供しなければならない。

なお、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準の目安は、2の「避難指示等の運用」のとおりとする。

(2) 住民等の避難行動の原則

住民等は、自然災害に対して既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、行政に依存し過ぎることなく「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

ア 避難行動をとるにあたって事前に明確にする事項

- (ア) 災害種別毎に、居住地等にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと。
- (イ) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。
- (ウ) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

イ 避難行動

- (ア) 指定緊急避難場所や指定避難所等への立退き避難
- (イ) 指定緊急避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等への立退き避難

(ウ) 屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

4 避難誘導の実施方法（警防班、各関係班）

市長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

実施事項	実施内容
(1) 避難の優先順位	避難にあたっては、要配慮者を優先させる。
(2) 避難者の誘導	避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。 ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。 イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておく。
(3) 避難行動要支援者の避難誘導	在宅の避難行動要支援者の避難は、市の避難行動要支援者の個別避難計画書に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。 社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。 その場合、市は可能な限り支援を行う。
(4) 避難完了の確認	避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめる。

5 指定避難所等の開設及び収容保護（各関係班）

(1) 指定避難所等の設置

市は、発災時に必要に応じ、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市内の指定避難所等の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は指定避難所等を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

6 避難者の移送（各関係班）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

7 指定避難所等の運営管理（各関係班）

市は、「沖縄市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

(1) 指定避難所等の運営

指定避難所等の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、指定避難所等の適切な運営管理を行うため、各指定避難所等との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て実施する。

(2) 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所等ごとに、収容されている避難者及び指定避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、指定避難所等以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 指定避難所等の環境

市は、以下のとおり指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況、トイレ環境など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活費必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など必要な措置を講じるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

ウ 運営にあたっては、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別にかかわらず男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

エ 運営にあたっては、さらに、高齢者や障害者など、避難生活を送るうえで困難が生じやすい方に配慮する。車いすに対応した災害対策用トイレの確保や、身体障害者、精神障害者など障害種別ごとの優先避難スペースの確保、トイレに近い要配慮者優先スペースの確保等に努める。

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

カ 被災者支援等の観点からペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

(4) 要配慮者の体調管理

避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行う。

8 避難長期化への対応（住まい建築班、各関係班）

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所等の早期解消に努める。

県は、これら施設の確保等について必要な支援を行う。

9 県有施設の利用（各関係班）

市は、指定避難所等が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

10 船舶の利用（各関係班）

大規模な災害により指定避難所等が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。

11 在宅避難者等の支援（各関係班）

市は、やむを得ず指定避難所等に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

12 車中泊避難者への支援（各関係班）

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第2款 津波避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	---

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者（各関係班）

津波から避難するための高齢者等避難、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の1 実施責任者」のとおりとする。

2 津波災害警戒区域及び避難対象地域（防災班）

本市の津波災害警戒区域及び避難対象地域は、共通編 第1章「第4節 災害の想定」による。

3 避難指示等の発令（各関係班）

(1) 発令基準

発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（令和4年度 内閣府）」を参考に、どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的には発令しないものとする。警報等の種類による避難の対象となる地域及び対象者は、次のとおりとする。

ただし、遠地地震に伴う津波や火山噴火等に伴う津波のように到達までに時間がかかるものについては、気象庁の出す「遠地地震に関する情報」の内容を確認し、今後、津波警報等が発表される可能性がある場合は、前もって高齢者等避難の発令を検討する。

種類	対象地域	対象者
・大津波警報 ・強い揺れを感じた場合※ ・揺れは弱くとも1分以上の揺れを感じた場合※	最大クラスの津波により浸水が想定される地域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）	地域内住民、観光客等
・津波警報	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域	地域内住民、観光客等
・津波注意報	海岸堤防等より海側	漁業関係者、湾港関係者、釣り人、海水浴客、海の中にいる方、浜辺にいる方等

※停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない場合

(2) 解除の基準

本市の避難指示等の解除については、地震・津波編 第1章第8節 第1款 2 「(7)解除の基準」による。

(3) 運用

避難指示等の運用については、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の2 避難指示等の運用」のとおりとする。また、市は、市津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波災害警戒区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で市民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝達する。

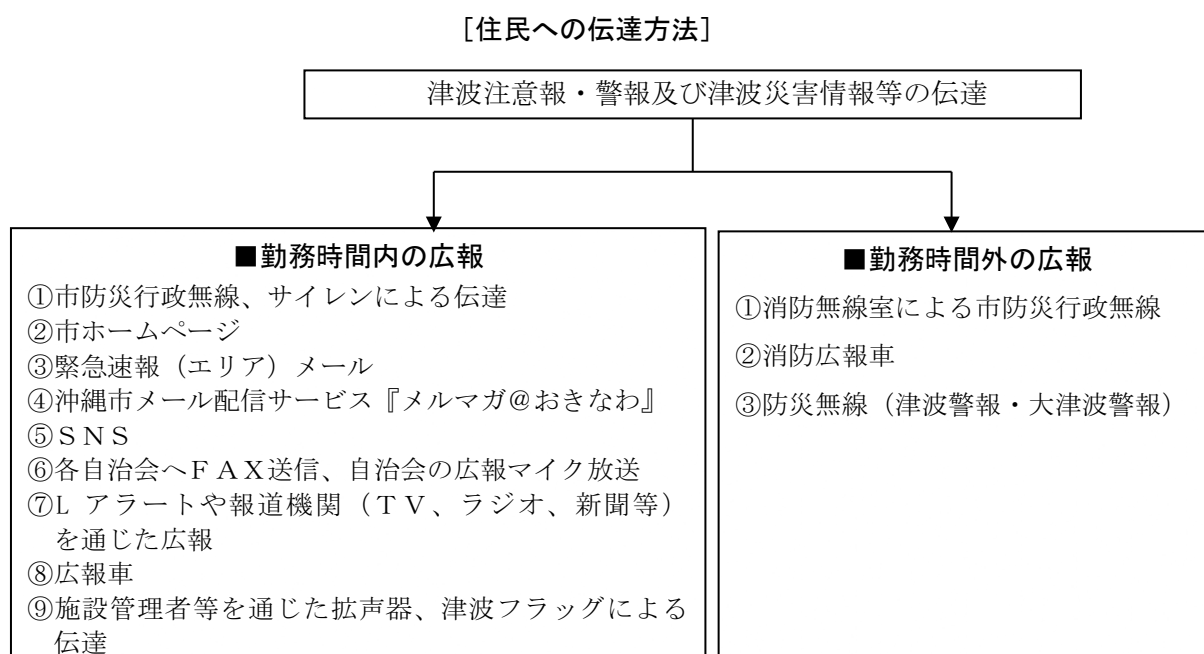
ウ 津波警報・避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話及び各々の施設管理者等を通じた拡声器、津波フラッグ、サイレン等による伝達等、あらゆる手段の活用を図る。

エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

4 津波災害警戒区域の住民への情報伝達体制（防災班、秘書広報班）

(1) 津波情報等の伝達方法

津波情報等の伝達にあたっては、次の方法で地域住民に対して伝達する。



(2) 指定避難所等への円滑かつ迅速な避難の確保

市は、津波災害警戒区域における津波情報等の伝達方法、指定避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた津波ハザードマップを作成・公表する。

また、津波浸水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

5 指定緊急避難場所等（防災班）

避難先は、市津波避難計画で定められた、津波災害警戒区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

●資料編 資料 6-3 津波避難施設一覧

6 避難誘導（各関係班）

- (1) 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。
- (2) 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。
- (3) 原則として、避難者による自力避難とする。
- (4) 避難にあたっては、要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。
- (5) 市民に対しては、避難に自家用車を使用し津波浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

7 船舶等の避難（中城海上保安部）

中城海上保安部は、津波警報等の発表に伴い、港湾内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の措置を行う。

8 指定避難所等（各関係班）

(1) 指定避難所等の開設・収容保護（各関係班）

避難指示等の対象地域の住民等及び津波により住家を失った被災者は、指定避難所等に収容する。指定避難所等の開設以降の対策は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」のとおりとする。

(2) 指定避難所等の閉鎖

指定避難所等の閉鎖時期は、ライフライン等の復旧が完了し、被災者が自宅等において一定の生活ができるまでを目処とする。また、避難者は減少しているものの、当該災害において居住場所を確保できない被災者にあつては、市営住宅等のあっせんを行い、指定避難所等での生活が慢性的に継続されることを回避する。

第3款 広域一時滞在

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	沖縄県
---------	--------------	-----

1 広域一時滞在の協議等（各関係班）

(1) 被災市町村の協議

市本部長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

市本部長は、広域一時滞滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市の受入れ

市本部長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議先市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

市本部長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞滞在の終了

市本部長は、広域一時滞滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞滞在の協議等（各関係班）

(1) 本市が被災した場合の協議の要求

市本部長は、災害が発生し、被災した住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

知事は、市町村長（協議元市町村）から要求があつたときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。また、市長（協議元市町村長）は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(4) 広域一時滞滞在の終了

市長（協議元市町村長）は、広域一時滞滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

3 県外広域一時滞滞在の受入れ（各関係班）

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた

場合は、関係市町村と協議する。協議を受けた市は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

4 知事による代行及び特例（各関係班）

知事は、災害の発生により市が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、市の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、市から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5 知事等の助言（各関係班）

市は、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、知事に助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部、各関係対策部 沖縄警察署、観光施設の管理者、交通機関
---------	---

1 実施責任者（観光スポーツ振興班）

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。なお、避難計画の基本的な事項は、地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（観光スポーツ振興班、各関係班）

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、津波災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設、拡声器、津波フラッグ、サイレン等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した場合、運行中の車両は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

3 避難収容（観光スポーツ振興班、各関係班）

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。また、必要に応じて、県に県有施設の一時使用を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策（観光スポーツ振興班、各関係班）

(1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県及び市は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、経済文化対策部、こどものまち推進対策部 建築対策部、各関係対策部
---------	---

1 実施責任者（ちゅういしいじい班）

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市とする。なお、避難計画の基本的な事項は地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（ちゅういしいじい班）

市は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した市災害時要援護者避難支援計画や、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難確保計画を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の安全確保が図られる範囲において協力を得つつ、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。なお、この場合の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供については、避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

3 避難生活への支援（ちゅういしいじい班、障がい福祉班、介護保険班、保護班、住まい建築班、子ども企画班）

(1) 避難時の支援（ちゅういしいじい班、子ども企画班）

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所等においては、専用スペースや専用トイレを設ける、高齢者・乳幼児向けの食品等を確保するなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を検討し要請する。

市は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅への入居（ちゅういしいじい班、障がい福祉班、介護保険班、保護班、住まい建築班）

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援（介護保険班、障がい福祉班、子ども企画班）

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。また、必要に応じて、県に必要な体制の支援を要請する。

4 外国人への支援（文化芸能班）

市は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

部署・関係機関	消防対策部
---------	-------

この計画は、地震、津波、火災等による災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、市民の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画である。

1 実施責任者（消防対策部各班）

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

2 消防組織及び施設の整備充実（消防総務班）

(1) 消防組織

消防本部

消防署

消防出張所（山内、泡瀬）

消防団

(2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画により、器具、機材の整備等のほか、人員を整備充実させる。

3 火災予防査察（予防班）

予防査察は、多数の者が勤務し、または出入し収容する防火対象物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施する。

4 防火対象物の火災予防対策（予防班）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務しまたは居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、また届出を励行させる。

5 危険物貯蔵所等の火災予防対策（予防班）

貯蔵所、取扱所並びに少量危険物貯蔵所に対し、次のとおり指導する。

- (1) 位置、構造設備、警報設備等は、危険物規制の政令技術基準どおり実施させる。
- (2) 危険物の貯蔵取扱運搬方法は、危険物取扱者に政令技術基準どおり実施させる。

6 火災警報（予防班、警防班）

火災に関する警報は、おおむね次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるとき発する。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が50パーセント以下となり、最大風速10メートル以上の見込みのとき。
- (2) 平均風速が15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) (1)(2)に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防長が認めるとき。

7 火災やその他の災害における警戒（予防班、警防班）

- (1) 消防署は3交替24時間勤務し、常に当該区域内の火災発生時に備えて、何時でも出動できるように待機の体制を保つ。
- (2) 火災またはその他の災害が予測される警報が発表された場合、上司の指示により非番員及び週休員は直ちに現場または定められた署、所に出動し勤務に就かなければならない。
- (3) 消防団員は、月例定例訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動可能な体制を維持しなければならない。これらの出動は、サイレン及び電話連絡等をもって伝達される。

8 火災出動（警防班）

火災は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援協定書に基づき、県内市町村に応援要請する。

9 火災原因及び被害調査（予防班、警防班）

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市本部長に報告する。

第12節 救出計画

部署・関係機関	消防対策部、各関係対策部 自衛隊、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	-----------------------------------

災害時における救出活動は、次によるものとする。

1 実施責任者（消防総務班、各関係班）

市及び消防本部をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

2 救出の方法（警防班、各関係班）

被災者の救出は、市においては消防本部または消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施する。

機関等	役 割
市 及 び 消 防 本 部	(1) 本来の救助機関として救出にあたる。 (2) 市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊、中城海上保安部等の応援を求める。 (3) 災害時に孤立集落が発生した場合、当該地域の孤立者の調査および避難支援、生活物資輸送支援を、海上自衛隊艦艇や海上保安庁の巡視船艇・ヘリコプター等によって実施する。
警 察	(1) 救出の応援要請があった場合、または、警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 (2) 救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。
市 民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

3 救出用資機材の調達（消防総務班、各関係班）

市及び消防本部は、備蓄された救出用資機材を使用するとともに、資機材が不足する場合は、沖縄市建設業者会との災害時応援協定書（資料編）に基づき、救出に必要な重機配備を要請する等の方法により救出用資機材を調達する。

●資料編 資料 2-11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会）

4 惨事ストレス対策（消防総務班）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	---

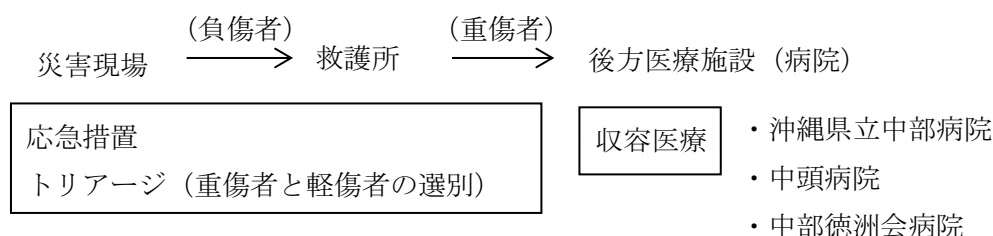
地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

第1款 医療及び助産

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	---

この計画は、災害のため医療機能が停止し、または著しく不足し、あるいは混乱したため、被災地の住民が医療のみちを失った場合に応急的に医療及び助産または乳幼児の救護を行い、被災者を保護するための計画である。

[応急医療活動の主な流れ]



（注）後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

1 実施責任者（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、医療救護を行う。また、救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

2 情報収集と共有（市民健康班、こども相談・健康班）

(1) 情報収集・提供体制

ア 市は、医療機関の被災状況、診療状況等及び医療救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、地域医療本部への情報提供に努める。

イ 市は、地域医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図り、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

(2) 市民への情報提供

被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市または地域医療本部

が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等市民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

3 医療及び助産救護の実施（市民健康班、こども相談・健康班）

(1) 医療及び助産救護は、医療班（応急時に組織化）により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。中部地区医師会の災害時医療救急班連絡体制については、資料編「災害時の医療救急班の連絡系統図」のとおりとする。

(2) 医療班の編成は、次のとおりとする。

医師1名

看護師または保健師3名

事務員1名

運転手1名

●資料編 資料8 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網

4 救護所の設置及び運営（市民健康班、こども相談・健康班）

設置区分	設置及び運営
医療救護所	市は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、診療所、助産所、その他医療機関を事前協議の上、医療救護所として設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。
応急救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により指定避難所等（学校公民館等）の被災者の収容施設、被災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所を臨時に設置する。

●資料編 資料7-4 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割

5 市に派遣された医療救護班等への支援（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、県から派遣された医療救護班等に対し、県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	---

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲（市民健康班、こども相談・健康班）

項 目	内 容
対 象 災 害	ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象 イ 大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出 ウ 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故 エ その他基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害または事故
規 模	ア 上記アの災害等で、傷病者がおおむね 50 人以上に及ぶ場合
範 囲	ア 傷病発生と同時に現場で行う応急措置 イ 初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療 ウ 現場において死にいたった場合の遺体の検案洗浄、縫合等の措置

2 救急医療体制の確立（市民健康班、こども相談・健康班）

(1) 関係機関、団体における活動体制

市は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期すとともに、その活動体制について確立を図る。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

市及び各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

機 関	業 務 内 容
県（医療政策課、衛生薬務課、保健所、県立病院）	① 救急医療についての総合調整 ② 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 ③ 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請 ④ 県医師会に対する出動要請 ⑤ 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請 ⑥ 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 ⑦ （公社）沖縄県看護協会看護救護班の出動要請 ⑧ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請 ⑨ 医療材料の整備
市	① 現地における応急的医療施設の設置及び管理 ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 ③ 沖縄市赤十字奉仕団長に対する出動要請 ④ 中部地区医師会に対する出動要請 ⑤ 県と連携により、こころのケア対策の実施
県警察	① 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 ② 交通の規制 ③ 傷病者等の住所・氏名等の確認
第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）	① 海上における傷病者の救出・搬送 ② 航空機による陸上の傷病者の救出・搬送 ③ 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 ④ 海上における傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構、公、私立等の医療施設	① 医療の実施 ② 傷病者に対する看護
自衛隊	① 傷病者の救出及び搬送の支援 ② 救助物資の輸送支援
日本赤十字社沖縄県支部	① 医療の実施

機 関	業 務 内 容
	② 傷病者に対する看護 ③ 救助物資の給与
県・中部地区医師会	① 医療施設の確保 ② 医師会所属の医療班に対する出動要請
県薬剤師会	① 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
企業体等	① 現地における応急的医療施設の設置及び管理 ② 傷病者等の住所・氏名等の確認
N T T西日本株式会社沖縄支店	① 緊急臨時電話の架設
沖縄電力株式会社	① 電源の確保

3 傷病者の搬送（警防班、各関係班）

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。なお、搬送に必要な車両等の確保については地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」によるものとする。

4 傷病者の収容（各関係班）

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び中部地区医師会長において十分配慮する。

5 医療材料等の確保（市民健康班）

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われることから、市で確保できない場合は県に要請する。

6 費用の範囲と負担区分（市民健康班、こども相談・健康班）

項目	内容
費 用 の 範 囲	出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費
費 用 の 負 担 区 分	ア 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は、市が負担する。 イ 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生責任を負う企業体が負担する。 ウ 人為的あるいは自然災害とともられるもので、災害発生責任所在が不明なものによる場合で、かつ救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する市が負担する。 エ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。
費 用 額	医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額。

7 補償（市民健康班、こども相談・健康班）

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

8 その他（市民健康班、こども相談・健康班）

緊急時の人材支援のため資格取得者の情報収集に努める。

第3款 被災者の健康管理とこころのケア

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	--

1 被災者の健康状態の把握（市民健康班、こども相談・健康班）

医療班は、指定避難所等及び仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民等の健康状態の把握と対応を決定する。

2 こころのケア（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、被災者のこころのケアについて、県と連携を図りつつ、市の関係部署や精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等と連携協力しながら、被災者のこころのケア活動を行う。

3 継続的治療への対応（ちゅいしいじい班、市民健康班、こども相談・健康班）

市は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や保健所に対応を要請する。

第14節 交通輸送計画

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	-------------	---------------

災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、次によるものとする。

第1款 実施責任者

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	-------------	---------------

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとし、緊急輸送道路は、以下のとおりとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通の規制（道路班）

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

(1) 道路法に基づく規制	道路の管理者
(2) 道路交通法に基づく規制	県公安委員会
(3) 基本法に基づく規制	県公安委員会

2 交通施設の応急対策（道路班、各関係班）

交通施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

3 緊急輸送（道路班、各関係機関）

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

4 緊急輸送道路（道路班）

本市における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は、次のとおりである。

（緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）による）

路線名	管理者	起終点
高速自動車国道 沖縄自動車道	西日本高速道路株式会社	許田IC～那覇IC
主要地方道 沖縄北谷線	沖縄県	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道 沖縄環状線	沖縄県	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道 県道20号線	沖縄県	沖縄市高原～沖縄市上地
市道 松本団地西側線	沖縄市	沖縄市美原1丁目～4丁目
港湾道路 臨港道路1号線	沖縄県	中城港湾新港地区

●資料編 資料7-5 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）

第2款 交通の規制

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	--------------	---------------

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するものである。

1 実施要領（道路班）

道路管理者としての市本部長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、または、判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し必要に応じて規制を実施する。

規制の実施に際しては、適切な処置を図り、沖縄警察署長へ規制実施箇所及び迂回路等について連絡する。

2 実施区分等（道路班）

各実施者が行う交通規制は、次の区分により実施する。

区分		実施者	範囲	根拠法
陸上	道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	(1) 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(1) 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項、第5条第1項 第6条第4項
海上	海上保安庁	港長（中城海上保安部長） 海上保安官	(1) 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき (2) 異常な気象又は、海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑の生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるとき (3) 天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	港則法第39条第1項、第3項 海上保安庁法第18条第1項

3 規制措置の内容（道路班）

(1) 危険箇所における規制

市、県または県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止または制限する必要があると認めるときは、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(2) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者または災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとる。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置 （緊急輸送機関の措置の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、または制限の必要を認めるとき）	ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 発見者等の通報（各関係班）

災害時に道路及びきょう梁等の交通施設の危険な状況または交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長または警察官に通報する。通報を受けたときは、警察官にあつては市長へ、市長にあつてはその路線を管理する道路管理者または警察機関へ通知する。

●基本法第54条第1項、第3項、第4項

5 一般車両運転者の責務（道路班）

基本法第76条第1項の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

6 関係機関の相互連絡（道路班）

市と関係機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

7 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等（警防班、沖縄警察署、自衛隊）

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該命令し、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

8 道路管理者等の措置（道路班）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保する。また、市本部長は、管理外の道路において、これらの措置が必要な場合、当該道路管理者に対し要請することができる。

第3款 緊急輸送

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部、消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	-------------------	---------------

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材の輸送等を確実にを行うためのものである。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 緊急輸送対象（各関係班）

優先段階	対象内容
第 1 段 階	(1) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階	(1) 第1段階の継続 (2) 食料、水等の生命維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階	(1) 第2段階の継続 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

2 輸送方法（各関係班）

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。また、輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

- (1) 道路輸送
- (2) 海上輸送
- (3) 空中輸送
- (4) 人力による輸送

3 道路輸送（防災班、契約管財班）

(1) 緊急通行車両の事前届け出（防災班、契約管財班）

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来たことが懸念される。このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期しておく。

担当事務局	届出	
沖縄市総務部防災課 電話 939-7773	県公安委員会	電話 862-0110
	沖縄警察署交通規制係	電話 932-0110

通行車両事前届出済証 「緊急通行車両事前届出済証」

番号	交付番号	車 両 番 号				担 当 課 (用 途)
1	57	沖縄	800	す	4354	防災課（防災車）※

2	2166	沖縄	200	は	172	ちゅいしいじい課 かりゆし園（福祉バス）
3	3670	沖縄	300	の	9103	道路課（道路パトロール車）

※緊急自動車指定

(2) 緊急通行車両の標章及び証明書（契約管財班）

市本部長は、緊急輸送に車両を使用するときは、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出る。

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

(3) 市有車両の確保

災害輸送のため市有車両の確保は、次の方法により行う。

ア 市有車両の掌握管理は、契約管財班において行う。市有車両の保有状況は、資料編によるものとする。

●資料編 資料 7-2 市有車両の保有状況

イ 各班長は、車両を必要とするときは、契約管財班長に次の事項を明示して配車を要請する。

- ① 輸送日時及び輸送区間
- ② 輸送対象の人数、品名及び数量
- ③ その他必要な事項

ウ 契約管財班長は、各班長から要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

(4) 民間車両による輸送

市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、沖縄総合事務局運輸部に民間車両のあっせんを依頼し、迅速な輸送に努める。

なお、要請に際しては、次の事項及び必要車両を明示する。

- ア 輸送日時及び輸送区間
- イ 輸送対象の人数、品名及び数量
- ウ その他必要な事項

(5) 燃料の確保（契約管財班）

市において、車両による輸送を行う場合は、「災害時における燃料等の支援協力に関する協定書」を締結した者へ、優先的な供給を要請する。

(6) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送または車両の借上げは、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

4 海上輸送（契約管財班）

(1) 県有船舶による輸送の要請

市は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を必要とする船舶数

エ 応急措置事項

オ その他参考となるべき事項

(2) 中城海上保安部の船艇による輸送の要請依頼

市は、中城海上保安部の船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

(3) 民間船舶による輸送のあっせん依頼

市は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんで依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5 空中輸送（契約管財班）

(1) 空中輸送の要請等

市は、災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の要請を行う。空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に準ずるものとする。

(2) ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。ヘリポートの設置基準については、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」の定めるところによる。

6 人力輸送（契約管財班）

(1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。

(2) 市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努める。

(3) 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行う。

7 広域輸送拠点の確保（契約管財班）

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

第15節 治安警備計画

部署・関係機関	市民対策部	沖縄警察署
---------	-------	-------

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図ることを目的とする。

1 災害時における警察の役割（沖縄警察署）

警察は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたる。

2 災害時における治安警備（市民生活班）

- (1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備計画並びに沖縄警察署災害警備計画によるものとする。
- (2) 市本部長は、災害応急対策に関する措置をとるときは沖縄警察署長に連絡を取るものとし、両者が緊密に協力する。
- (3) 市本部長が警察官の協力を求める場合は、原則として署長に行う。
- (4) 市本部長が警察官の出動を求める場合は、沖縄警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

3 被災地の社会秩序の維持（沖縄警察署、各関係班）

- (1) 沖縄警察署は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
- (2) 必要により指定避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。
- (3) 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

第16節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	市民対策部、各関係対策部	沖縄県
---------	--------------	-----

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は県が行う救助を補助する。ただし、県は、次に掲げる救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。

1 救助の種類（市民生活班）

① 避難所及び応急仮設住宅の供与
② 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給
③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
④ 医療及び助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 被災した住宅の応急修理
⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
⑧ 学用品の給与
⑨ 埋葬
⑩ 死体の搜索及び処理
⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市防災計画に基づき、市本部長が実施する。

2 救助法の適用基準（市民生活班）

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号から4号の規定による。救助法による救助は、本市における被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市 100 世帯以上	第1項の1
② 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 50 世帯以上	第1項の2
③ 県内の住家が滅失した世帯の数及び市の被害状況	県 7,000 世帯以上で 市 特に救助を要する状態にある場合	第1項の3
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別な事情がある場合※	多数	第1項の3
⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合※	—	第1項の4

（注）※印の場合は、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）第1条・第2条に基づくものとする。

3 滅失世帯の算定（市民生活班、各関係班）

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

	住宅の被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった家を含む）	3世帯

4 住家被害程度の認定（市民生活班、各関係班）

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊、 全焼または流失 （全壊）	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家の半壊 半焼等 （半壊（大規模半壊、 中規模半壊））	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
住家の半壊又は半焼に 準ずる程度の損傷 （準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等 （準半壊に至らない）	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊・準半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったものとする。

※「住家」とは、現実の居住のため使用している者がいる建物をいう。ただしマンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ「1世帯」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

5 救助法の適用要請（市民生活班）

(1) 市域内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、法に基づく災害報告要領により、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害発生の日時② 災害の原因及び被害の状況③ 適用を要請する理由④ 適用を必要とする機関⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置⑥ その他必要な事項 |
|--|

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受ける。

6 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準（市民生活班）

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、資料編に掲げる内容のとおりとする。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第17節 給水計画

部署・関係機関	上下水道対策部
---------	---------

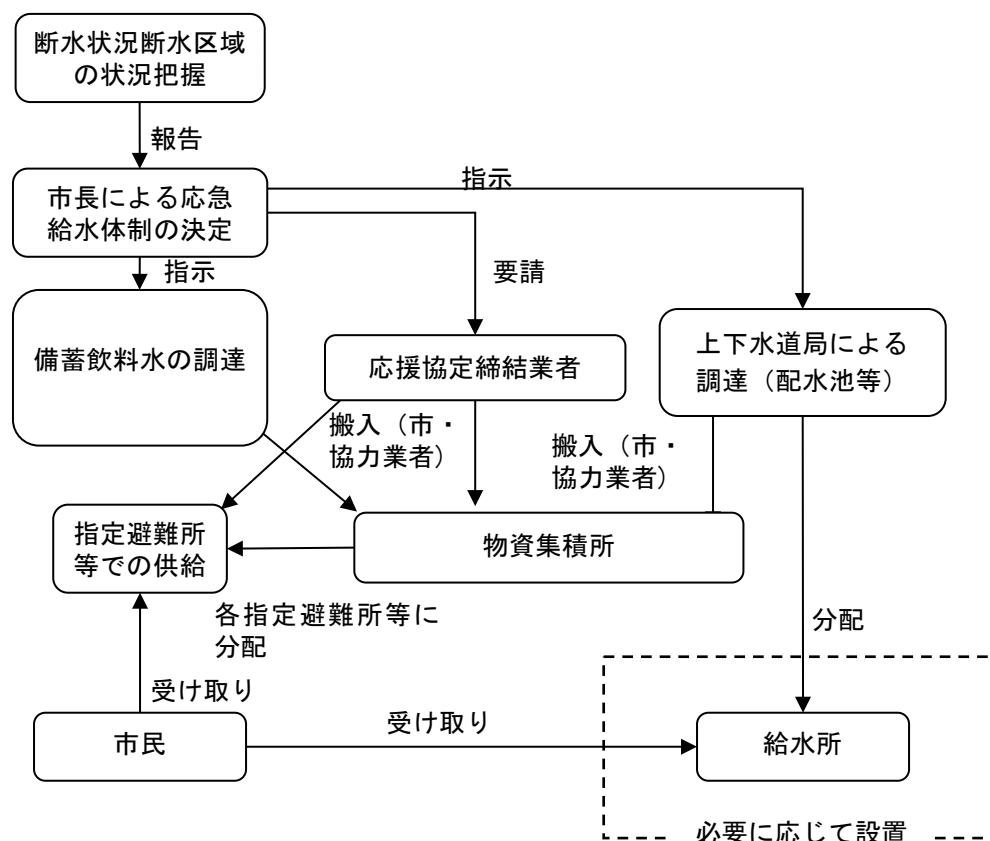
この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

給水は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

救助法が適用されない場合にあっては、市長が給水の必要を認めるときは、救助法の適用時に準じて市長が実施する。また、市で実施することが困難な場合は、県を通じて自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[応急給水の流れ]



1 供給の方法（工務班）

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
- (3) 供給の方法は、県の調整池及び市の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車や容器による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。

ア 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、避難所等に設置された緊急給水

基地に搬送する。

イ 避難所等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。

ウ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に避難所等で補給し、適切な方法により被災者へ給水する。

(4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。

ア ろ水器によるろ過給水

(ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

イ 容器による搬送給水

(ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。

(イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(5) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

2 給水量（工務班）

被災者に対する給水量は、沖縄市水道局危機管理マニュアルに基づき、下表のとおり実施する。ただし、補給水源の水量、供給能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

応急給水の目標設定

災害発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3 L／人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、給水車
10 日	20 L／人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21 日	100 L／人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28 日	被災前給水量 (約 250 L／人・日)	概ね 100m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

3 水道施設の応急復旧（管理班）

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて指定給水装置工事事業者の応援を求める。

4 市内の水源容量及び非常用飲料水袋（管理班、工務班）

(1) 水源容量

八重島配水池	全容量：9,537 m ³
八重島第2配水池	全容量：6,440 m ³
松本配水池	全容量：3,167 m ³
大里配水池	全容量：4,850 m ³
高原配水池	全容量：4,000 m ³
胡屋配水池	全容量：5,000 m ³
若夏公園飲料用耐震性貯水槽	全容量：100 m ³
合 計	33,094 m ³

(2) 非常用飲料水袋

非常用飲料水袋（6ℓ）	7,000 個
-------------	---------

5 医療施設等への優先的給水（工務班）

市は、医療施設、社会福祉施設、指定避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

第18節 食料供給計画

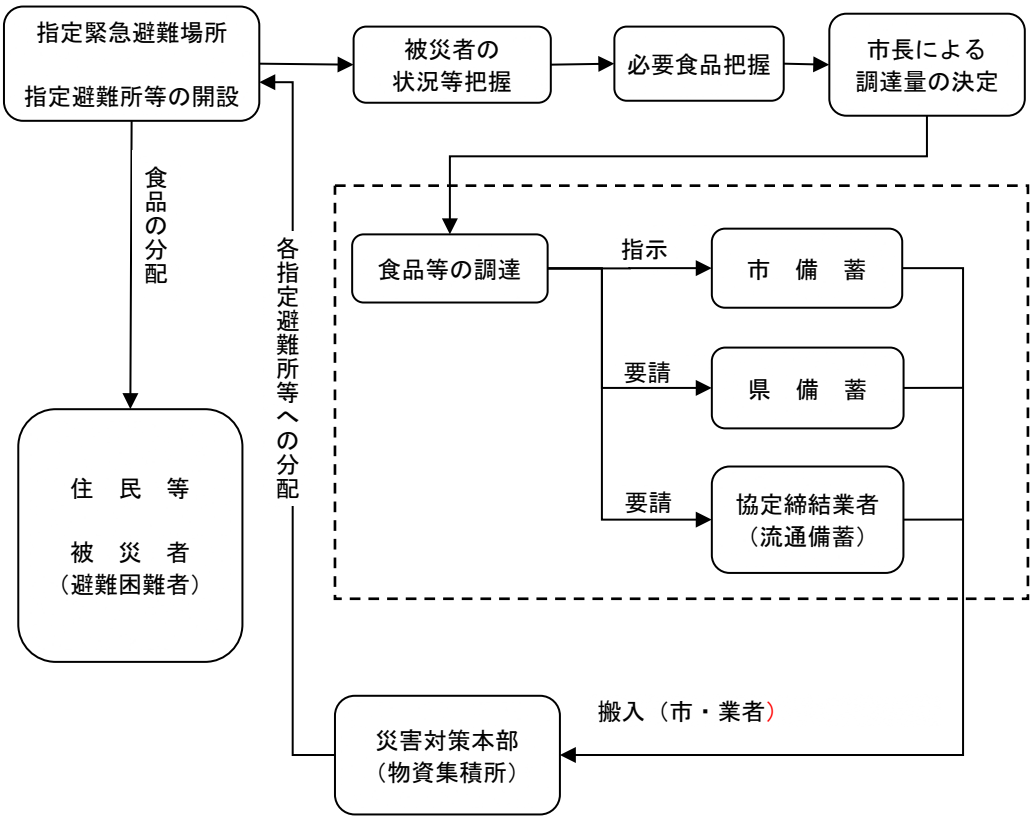
部署・関係機関	市民対策部、経済文化対策部、指導対策部
---------	---------------------

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調整、炊出し及び配給等の迅速確実を期するためのものである。

災害時における食料の調達及び供給は、市が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[食料供給の流れ]



1 食料の調達方法（市民生活班、農林水産班）

区分	調達方法
(1) 米穀、災害用乾パン	あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県、他の市町村及び協定締結業者等に対し応援を要請する。
(2) その他の主食、副食及び副調味料等	原則として市が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県、他の市町村及び協定締結業者等に対し応援を要請する。

2 炊出し等食品の給与（市民生活班、農林水産班、学校給食センター班）

被害者に対する応急炊出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

- ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品並びに食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。
- ウ 炊出しは、各指定避難所等において避難者で組織する炊出し班が行い、必要に応じ婦人会及び自治会等の協力を得て行う。
- エ 炊出し及び食料品の給与のために必要な原材料、燃料等の確保は、市本部長が行う。
- オ 炊出し施設は可能な限り、学校等の給食施設または公民館、寺社等の既存施設を利用するものとし、できるだけ指定避難所等と同一施設または、指定避難所等に近い施設を選定して設ける。
- カ 炊出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者または管理者から了解を受けておく。
- キ 炊出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意する。
- ク 食料の提供にあたっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

- ① 炊出し（乳幼児のミルクを含む）
- ② 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食品を支給する）

イ 給与品目及び数量

- ② 給与品目は米穀またはその加工品及び副食品とする。
- ② 給与数量は、1人1日精米換算 300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

3 要配慮者等に配慮した食料の供給（市民生活班、農林水産班、学校給食センター班）

要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の供給に努める。

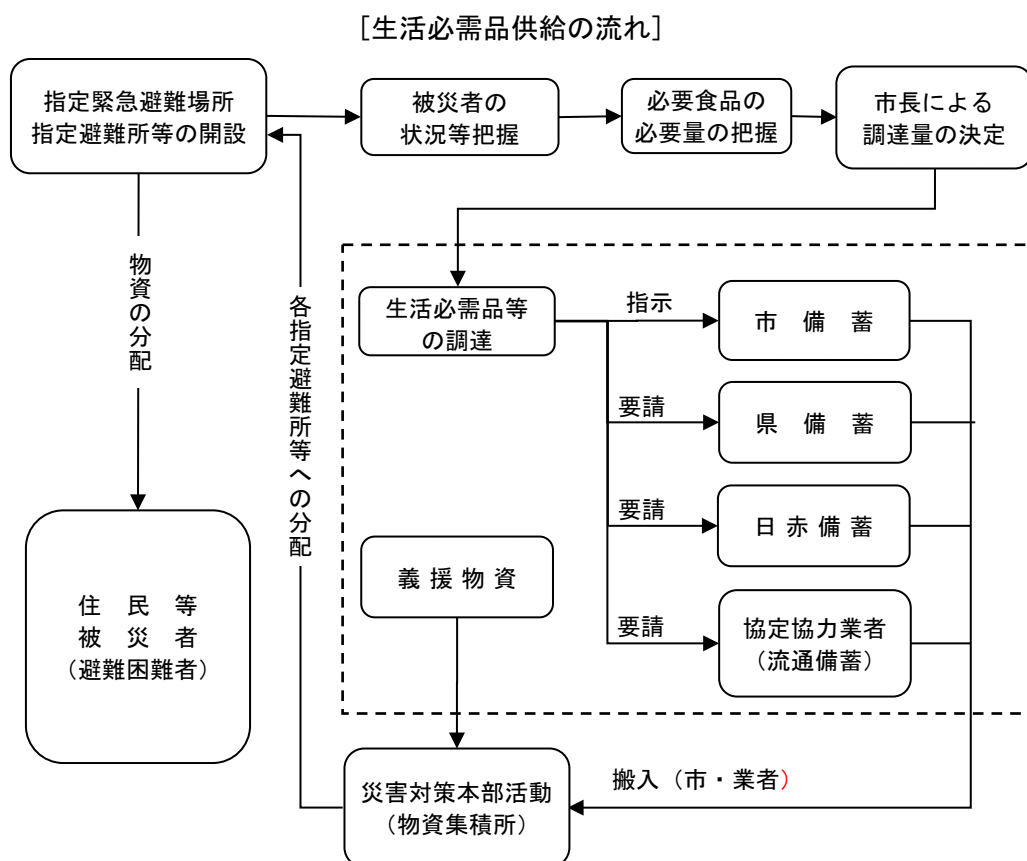
第19節 生活必需品供給計画

部署・関係機関	市民対策部、健康福祉対策部
---------	---------------

この計画は、被災者に対する生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うことができる。救助法が適用されない場合にあっても、市が必要と認めるときは、市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号



1 物資の調達（市民生活班、ちゅいしいじい班）

市は、物資の調達について、共通編 第3章 第4節 第2款「2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実」による備蓄品、関係業者等の災害時応援協定による物資の確保及び義援物資等を活用し調達計画により行う。

なお、必要量が確保できないときは、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」により、県、日本赤十字社及び他の市町村に対し応援要請を行う。

2 物資の給与または貸与（市民生活班、ちゅいしいじい班）

市は、衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与について、救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行う。

また、指定避難所等の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸

住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

区分	給与・貸与の範囲
対象者	(1) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全・半壊（焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者） (2) 船舶の遭難等により被害を受けた者 (3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者 (4) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者
品目	給与及び貸与する物資等は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う (1) 寝具……就寝に必要な最小限度の毛布等 (2) 衣類……上着、下着等 (3) 見回り品……タオル、手拭い、靴、傘等 (4) 炊事用具……鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 (5) 日用品……石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 (6) 光熱材料……マッチ、ろうそく等 (7) その他……懐中電灯、ラジオ等

3 物資の配給方法（市民生活班）

世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実に配給する。

4 救援物資の受入れ（ちゅいしいじい班）

(1) 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受入れルールを作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

5 義援物資及び金品の保管及び配分（ちゅいしいじい班、市民生活班）

本市に送付された義援物資及び金品については、義援物資台帳を作成し、配分計画に基づき被災者に支給する。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、市民対策部、上下水道対策部
---------	-----------------------------------

第1款 感染症対策

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、市民対策部、上下水道対策部
---------	-----------------------------------

市は知事（環境部、保健医療部、保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。知事（環境部、保健医療部、保健所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行う。災害時における感染症の発生及びまん延の防止は、健康福祉対策部・こどものまち推進対策部が担当し、市民対策部・上下水道対策部の協力を得て行う。

1 感染症対策班の編成（市民健康班、こども相談・健康班、保育・幼稚園班、環境班、上下水道対策部各班）

健康福祉対策部・こどものまち推進対策部・市民対策部・上下水道対策部は、次のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範囲にまたがるときは、その都度即応体制をとる。

班の編成

感染症対策班	保健衛生（市民健康課、こども相談・健康課）
（市民健康課長）	
	— 食品衛生管理（市民健康課、保育・幼稚園課）
	— 環境衛生（環境課・上下水道局）

2 保健衛生（市民健康班、こども相談・健康班、上下水道対策部各班）

保健衛生の実施

実施事項	実施内容
臨時予防接種	予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期または期間を指定して実施する。
指定避難所等の感染症対策措置	(1) 指定避難所等を開設したときは、県の指導のもとに指定避難所等における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、指定避難所等内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。 (感染症対策指導の重点事項) ア 疫学調査 イ 清潔の保持及び消毒の実施 ウ 集団給食 エ 飲料水の管理 オ 健康診断 カ 生活の用に供される水の管理 (2) 知事から新型コロナウイルス感染症を含めた新型インフルエンザ等感染症の患者に関して必要な協力を求められた場合には、市長は、当該協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができる。 (3) マスク、手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資を確保するとともに、指定避難所等内の適切な換気の実施を行う。

実施事項	実施内容
	(4) 感染対策も考慮し、避難者の十分なスペースを確保するとともに、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保する。 (5) 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 (6) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
良好な衛生状態の保持	被災地、特に指定避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者（高齢者、障害者等の要配慮者も含む）のニーズ等に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）や関係機関との調整を行う。

3 食品衛生監視（市民健康班、保育・幼稚園班）

市は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における食品衛生監視活動を要請する。

4 環境衛生（環境班・上下水道対策部各班）

市は、環境衛生について法令等に基づき下表のとおり実施する。

ただし、床上浸水等の被害にあった建物においては、厚生労働省の推進する消毒方法を周知した上で被災世帯に消毒薬剤等を配布し、各自で清潔を保つよう指導を行い、環境衛生の維持を図る。

環境衛生の実施

実施事項	実施内容
清潔方法	感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。また、本市が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	法施行規則第14条に定めるところにより行う。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条によるものとする。
生活の用に供される水の供給	法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

第2款 し尿の処理

部署・関係機関	市民対策部
---------	-------

市は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、環境班を組織し対応する。ただし、被害が甚大なため本市で実施できない有害化学物質等が漏えいした場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

実施事項	実施内容
収 集 方 法	市は、所要の計画に基づいて環境班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。 なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し、処理する。
処 理 方 法	し尿の処理は、全量を倉浜衛生組合において処理する。また、倉浜衛生組合で処理できない場合は、近隣市町村に処理を依頼する。 ●資料編 資料11-3 し尿処理施設リスト
仮設トイレ等のし尿処理	ア 仮設トイレ等の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。 イ 家庭内や指定避難所等から排出される使用済み携帯トイレの処理方法について定め、周知する。
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達の必要を生じたときは、市が調達する。

第3款 動物の保護収容対策

部署・関係機関	市民対策部
---------	-------

1 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境班）

(1) 実施者及び収容・管理

実施区分	実施者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（動物愛護管理センター等）及び市（協力機関：市、民間団体）	災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、沖縄市飼い犬等の飼養管理に関する条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。また、県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所または施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。
特定動物（危険動物）対策	県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関）	県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。 所有者不明の場合、県の活動とともに、市、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。
	（公財）沖縄こどもの国	沖縄こどもの国はライオン、ジャガー、クマ、ゾウ等の特定動物（危険動物）を飼育しているため、上記実施内容に基づき、関係機関と連絡調整を行う。

(2) 保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。

(3) 動物の処分

区分	実施者	実施内容
所有者不明犬等	県（動物愛護管理センター等）	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。
危険動物		人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物の殺処分を検討する。 その実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

2 ペットへの対応（環境班）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、指定避難所等での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

市は、指定避難所等でのペットの状況を把握し、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置し、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。また、県はペットフードや飼育用の資機材を確保する。

第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部、各対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	---

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。市長は、各関係機関相互の協力体制の整備を図る。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第1款 行方不明者対策

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	--

1 行方不明者の搜索（市民班、警防班）

実施事項	実施内容
行方不明者リストの作成	庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票（資料編）を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、搜索者名簿を作成し、消防本部へ送付する。
搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	搜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

●資料編 資料 18-19 行方不明者届出票

2 行方不明者発見後の処理（保護班、警防班）

実施事項	実施内容
負傷者等の収容	搜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び中城海上保安部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	速やかに適切な場所に収容し、身元識別等のため関係機関に周知する。（遺体収容施設：沖縄市武道館）
医療機関との連携	搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

第2款 遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、市民対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	--------------------------------------

遺体の収容及び埋葬等は、関係機関と連携し実施する。また、救助法が適用された場合の遺体の処理、埋葬は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が行うことができる。

遺体収容施設での対応は、24 時間体制で遺体の受付、保管・管理及び引き渡し手続き等（火葬、火葬許可）に追われることから、過去の対応事例や課題等を勘案し、担当する職員の体制や精神的ケアにも十分留意し、関係機関と連携のうえ、体制整備に努める。

1 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等までの事前措置（保護班、市民班、環境班）

市は、遺体収容施設の設置等に関し、あらかじめ、県、沖縄警察署及び各地域における関係機関等と協議を行い、次の事項について整備を行う。

- (1) 遺体収容施設の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項
- (2) 遺体収容施設の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (3) 遺体の捜索及び遺体収容施設までの遺体搬送に関する事項
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容施設設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (6) 検視・検案用資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (7) 大規模災害時における遺体処理関係について、葬儀社等との協定締結に関する事項
- (8) 火葬手続きに関する事項
- (9) 広域火葬に関する事項

2 遺体の収容及び安置等（保護班、市民班、環境班）

(1) 遺体収容施設の設置

市は、大規模災害が発生し、多数の死者が発見又は発見されるおそれのある場合は、指定避難所等及び救護所とは別の場所であり、検視・検案活動及び遺体を一時的に安置できる規模を有する施設として、沖縄市武道館を遺体収容施設として設置し、対応職員の配置を行い、警察官・海上保安官・医師・歯科医師等による検視・検案並びに遺体を保管・管理ができるよう早期に設営しなければならない。

ア 施設の管理責任者

本部長は、施設の設置から遺体の保管・管理まで、全体を指揮する管理責任者を指定する。

イ 施設設営及び必要な備品の確保

市は、遺体を収容から遺族への引き渡しまでを迅速に行うため、施設を次の区分により設営するとともに、必要な備品及び感染予防のための資機材を確保する。また、遺体が搬入される検視場所と遺族等が出入りする安置場所は、別室又はパネル等で仕切り区別するものとし、出入口についても遺体搬入口と遺族専用出入口に区別する。

区分	設置ブース	必要な備品
検視場所	遺体受付所	テーブル、椅子、マスク、手袋、消臭スプレー、関係書類、筆記用具等、その他現場対応職員用の備品
	遺体洗浄場所	洗浄用の水及びタンク、ホース、テント（屋外設置時）等
	検視・検案場所	ブルーシート、テーブル、椅子、ビニールシート、納体袋、照明器具、発電機等
安置場所	遺体一時安置場所	棺、白布、ドライアイス、消臭剤等
	身元確認所	テーブル、椅子、マスク、手袋、消臭スプレー、関係書類、筆記用具等、その他現場対応職員用の備品
	安否相談受付	
	遺族控え室	
	遺族面会室	焼香台（遺族面会室に設置）等
	遺体写真掲示スペース	掲示用ボード
施設全般		各ブースを区切るためのパネル、暗幕等

(2) 遺体の受付

市は、遺体収容施設に搬送された遺体については、遺体受付所にて検視・検案で待機している警察官又は海上保安官とともに、発見者又は搬送者等から事情聴取を行い、遺体の受付（人定、発見日時、場所、発見時の状況、着衣、所持品等の確認）を実施し、遺体調書を作成する。また、遺族も帯同している場合は、遺族控え室へ案内する。

●資料編 資料 18-20 遺体調書

(3) 遺体の引継ぎ

市は、警察官・海上保安官及び医師・歯科医師等による検視・検案の終了後、遺体の保管のため、警察官又は海上保安官から遺体を引継ぐ。その際、医師が作成した死体検案書（死亡診断書）及び遺体受付の際に確認した着衣や所持品等も確実に引継ぐ。

(4) 遺体の保管・管理

市は、死体処理台帳を作成し、遺体の管理を行う。

遺体の保管にあつては、遺体一時安置場所において、棺の中に納体袋に入れたまま遺体を納める。ただし、棺の準備がない場合は、納体袋のまま安置する。また、着衣や所持品等を紛失しないように棺や納体袋の中に収納する。

保管する遺体については、時間経過に伴い腐敗が進行し悪臭を放つようになることから、ドライアイスを準備し、遺体を冷やす又は納体袋を2重3重にする等の措置を取り、腐敗の進行を遅らせるよう努める。

●資料編 資料 13-3 様式 16 死体処理台帳

(5) 身元不明の遺体の取扱い

遺族専用出入り口付近に、遺族等が身内なのか確認するため、警察官又は海上保安官により撮影した遺体写真掲示スペースを設置し、早期に身元が判明するよう努める。また、保管・管理が長期間に及ぶこともあるので、ドライアイスの補充や腐敗臭の対策を行うなど、遺体の取り扱いには十分留意する。

(6) 遺体の引き渡し

市は、遺体を遺族に引き渡す場合、遺体一時安置場所にいる警察官又は海上保安官とともに、死体検案書（死亡診断書）及び着衣や所持品等の引継ぎ並びに必要な書類への記入等の引き渡し手続きを行う。その際、遺族にあっては、精神的に大きなダメージを追っていることから、遺体の取扱いや遺体に対する言動等に十分留意する。

また、家族や身内ではないか等、遺体収容施設を訪ねてくる遺族があった場合、安否相談受付を行い、警察官又は海上保安官とともに事情聴取を行う。その後、遺族を遺族控え室に案内し、身元確認所にて、遺体の身元確認作業を行い、身元が判明した場合は、引き渡し手続きを行う。

3 遺体の埋葬（環境班、市民班）

市は、遺体を速やかに埋葬するため、次のとおり実施する。

- (1) 災害が発生したときは、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握する。地元火葬場が稼働不可となっている場合は、県が実施する広域火葬について綿密に連携を図る。
- (2) 埋葬を希望する遺族に対し、埋葬のための相談窓口を設置し、遺族による火葬許可申請書の作成及び市による火葬許可書の発行を行う。その際、書類等の作成や火葬場の手続きに便宜を図り、火葬場、遺体の搬送等の情報を的確に提供する。

●資料編 資料 18-22 死体火葬・埋葬許可申請書

資料 18-23 死体火葬・埋葬許可証

- (3) 市は、遺体収容施設に安置している遺体を埋葬する場合は、遺族への引き渡し手続きと並行して火葬手続きを行う。ただし、長期間身元が判明しない遺体は、市が遺体の火葬手続きを行う。
- (4) 市は、遺体の埋葬について埋葬台帳を作成し、その管理にあたる。

●資料編 資料 13-3 様式 15 埋葬台帳

4 遺体と関わる職員への精神的ケア（各関係班）

- (1) 市は、遺体と関わる職員（以降、本節において「支援者」とする）に対し、「災害救援者・支援者メンタルヘルス・マニュアル（ストレス・災害時こころの情報支援センター（国立精神・神経医療研究センター））」を参照し、遺体関連業務に携わることによって心身に表れるストレス反応、遺体関連業務で注意すべき要素及び心構えをあらかじめ周知する。
- (2) 市は、支援者の過剰なストレスを減らすため、次のような取り組みを行うよう努める。

業務前・業務中	・業務の目的と想定される事態を、事前に具体的に説明する。 ・想定される最悪の事態を説明し、「予期せぬ事態」を避ける。 ・可能な限り、遺体収容施設などで事前訓練の機会を設ける。 ・一人で働かせず、同僚とチームを組ませる。 ・同じような業務上の刺激を長時間受けさせないため、業務内容を適宜ローテートする。 ・過重労働させないようにする。 ・影響を受けやすい支援者（若い者、遺体関連業務の未経験者・未訓練者、女性（しかし男性でも反応は生じうる））にとりわけ注意する。 ・部下に大きな負担がかかっているにもかかわらず、休ませることは多くの場合困難で、かえってその人のプライドを傷つけかねない場合は、ほかの業務に配置転換するなどの工夫を行う。 ・部下に話してもらうよう促す。しかし、話したがっていない場合は無理強いさせない。
---------	---

	い。 ・業務のストレスを乗り越えるための方法は人によって異なるので、特定のストレス対処法を押し付けない。 ・管理職自身のストレスが何より大きいため、部下に率先してセルフケアを実践する。
業務終了後	・支援者が本来の業務に戻ったら、再適応のために時間が必要であること、しばらくは、日常に戻ることを最優先にする必要があるかもしれないことを伝える。 ・個人的なトラウマや喪失を経験した支援者に対し、休養を勧める。 ・支援者が体験を整理することに役立つような、活動終了面接の場を設ける（このときに、家族に支援活動について伝える方法に関する情報を伝えておくとい）。。 ・必要なときにはカウンセリングを受けることを勧め、そのための情報を提供する。 ・ストレス・マネジメント教育を提供する。 ・メーリングリストをつくる、連絡用の名簿を配布する、電話相談日を設定するなど、支援者同士のコミュニケーションをとりやすくする。 ・活動をポジティブにとらえられるような情報を提供する

（参照：災害救援者・支援者メンタルヘルス・マニュアル、サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き第2版 日本語版 付録C．PFAを提供する人のケア）

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部	中城海上保安部
---------	-------------	---------

この計画は、災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

救助法が適用された場合の障害物の除去は、知事が実施する。ただし知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が行うことができる。

1 障害物の除去（道路班、環境班）

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

倒壊した住宅の解体は、被災者生活再建支援法に基づき被災世帯に支給された支援金により被災者が実施する。市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。なお、市内の二級河川若しくは準用河川における災害で堆積した河川の土石や流木等の排除について、実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合には、権限代行制度による支援を国（国土交通省）に要請する。

中城海上保安部（港長）は、港内において海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

(5) 漁港関係障害物

漁港管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

2 災害廃棄物の処理（環境班）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため「沖縄市災害廃棄物処理計

画」に基づき、処理体制を速やかに確保する。

市は、廃棄物処理が困難な場合、広域処理体制の構築を県に要請する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

災害発生時には沖縄市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分場の確保を行うことを原則とする。ただし、災害廃棄物の発生量等によってそれが困難な場合、県内の他市町村及び利用可能な民間施設での仮置場及び最終処分場の確保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。また、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮し、適切な措置等を講ずる。

(5) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び指定避難所等に市の車両を配車して速やかに行う。なお災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借り上げる他、必要に応じて民間事業者団体への協力を要請して収集する。車両が不足する場合は、県及び環境省へ支援を要請する。

イ ごみの集積地は、土地や建物の所有者（管理者）と協議して定める。

ウ 市の保有するごみ収集車両及び委託業者等の車両は、資料編のとおりである。

●資料編 資料 11-1 ごみの収集車両及び作業員

(6) 処理方法

ごみの処理は、原則として倉浜衛生施設組合の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

第23節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部
---------	--------------------

市は、被災者に対する応急仮設住宅の設置及び応急修理を実施する。救助法が適用された場合は、知事が行うが、救助法が適用されない場合にあっても、市長が設置の必要を認めたときは、市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 応急仮設住宅の設置等（住まい建築班、各関係班）

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、以下のとおりとする。

(1) 対象者

応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(2) 設置規模、費用及び期間

ア 規模

応急仮設住宅の規模は一戸あたりの規模は29.7㎡（9坪）を基準とする。また構造は、1戸建、長屋建、或いはアパート式建築のいずれでも差しつかえない。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近隣する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

イ 費用

応急仮設住宅建設の費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

ウ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

(3) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の設置にあたっては、要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

また、市は、要配慮者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造や設備を有する施設について施設と協議し、福祉仮設住宅として設置を図る。

(4) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、要配慮者の入居を優先する。

(5) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(6) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニ

ティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

2 住宅の応急修理（住まい建築班、各関係班）

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、以下のとおりとする。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

ウ 修理の費用及び期間

修理のために支出できる費用は、一世帯あたり 50,000 円以内とする。また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

イ 修理の方法

(ア) 住宅の応急修理は知事（権限を委任した場合は市長）が直接または建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

(イ) 応急修理は居室、炊事場及びトイレ等のような生活上欠くことのできない最少限度必要な部分のみを対象とする。

ウ 修理の費用及び期間

応急修理の対象数は半壊（焼）した世帯の数の原則として 3 割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。費用及び期間については、資料編を参照する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第 1、別表第 2）昭和 47 年沖縄県規則 19 号

3 公営住宅の活用（住まい建築班）

市は、県と連携して、市営住宅及び県営住宅の空家状況の把握に努めるとともに、それぞれ、入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

4 住家の被災調査（住まい建築班、各関係班）

(1) 市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

(2) 被災調査は、災害発生から 1 週間を目処に、調査方針の決定、実施体制の構築及び調査員の研修を

行い、その後順次調査を行う。また、災害発生から1ヶ月を目処に調査を行い、迅速に罹災証明書を交付するよう努める。

- (3) 調査体制については、1班あたり調査員2～3人を基本構成とし、1班の1日あたりの調査数としては、第1次調査で10～15棟程度、第2次調査で3～5棟程度のペースで現地調査を行う。なお、被害規模に比べて調査班数が大幅に不足する場合には、県と協議し、他の地方公共団体や民間団体からの応援を受けて調査を実施する。

5 被災者台帳の作成（市民生活班、各関係班）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されように努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

県は、救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

<被災者台帳の内容>

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧ 上記に掲げられるもののほか、内閣府令で定める事項

第24節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、各対策部	建設業団体
---------	------------------	-------

地震により被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊するおそれがないかどうかの応急的な判断、また、地震により被災した宅地が余震等により被害が拡大するおそれがないかどうかの判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

市は、あらかじめ登録された危険度判定士の派遣を県に要請し、その技術的な判定により、余震等による二次被害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（建築指導班）

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。危険度判定は、応急危険度判定マニュアル等により実施する。

また、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。危険度判定は、被災宅地危険度判定実施マニュアル等により実施する。

(1) 判定実施本部（窓口）の設置

建築指導班は、危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置する。

【判定実施本部（窓口）の実施内容】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①地震発生時の情報収集 | ⑥判定士の受入及び判定士への情報提供 |
| ②判定実施要否の決定 | ⑦判定の実施 |
| ③実施本部、判定拠点の設置 | ⑧判定結果の集計、報告 |
| ④県への支援要請 | ⑨実施本部、判定拠点の解散等 |
| ⑤判定士の参集要請、派遣要請 | |

(2) 危険度判定士の確保

市は、建築物の余震による倒壊や落下物及び宅地・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請するほか、市内関係団体に危険度判定士の派遣を要請する。

また、危険度判定士のボランティア募集広報を行う。

(3) 危険度判定の実施

ア 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して三段階で危険度を判定し、建築物に調査結果を表示して、建築物の所有者や使用者、通行人など第三者に知らせることにより注意を喚起する。

イ 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して三段階で危険度を判定し、宅地に調査結果を表示して、宅地の所有者や使用者、通行人など第三者に知らせることにより注意を喚起する。

(4) 危険度判定のための市の措置（建築指導班）

市は、危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ア 危険度判定を優先して行う必要のある建築物及び宅地の選定
- イ 地図や危険度判定に必要な資機材の提供

2 降雨等による水害・土砂災害の防止（都市整備班、道路班、各関係班）

市は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、避難対策を実施する。

3 高潮、波浪等の対策（各関係班）

市は、災害の発生に備え、避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策部、指導対策部	県教育委員会
---------	-------------	--------

この計画は、文教施設または児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 実施責任者（指導班）

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

市の役割	ア 市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市が行う。 イ 市立小中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施する。 ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市長が行う。
県の役割	ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行う。 イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行う。
私立学校	私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行う。

2 応急教育対策（各関係班）

実施事項	実施内容
休校措置	ア 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。 イ 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童・生徒に周知させる。 ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。 エ 学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置または補強を施し、学校教育に支障のない万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。
学校施設の確保	ア 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用し、不足するときは二部授業等の方法により実施する。 イ 校舎の全部または大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、または、隣接学校の校舎等を利用する。 ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校または被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎を建設する。 エ 市教育委員会は、応急教育にあたって市内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の提供を要請する。 オ 市は、県立学校施設の使用できない場合において、その地域の適当な公共施設等の利用について県教育委員会から要請があった場合は協力する。

実施事項	実施内容
教育職員の確保	ア 市教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障を来たすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努める。 イ 教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。
教科書、教材及び学用品の支給方法	ア 被災児童・生徒及び教科書の被害状況の調査報告 市長は被災した児童・生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。 イ 支給 市は、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会に協力を求め適切な措置を実施する。 ① 救助法適用世帯の小学生、中学生及び高校生に対する支給 給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。 ② 救助法適用世帯以外の児童・生徒に対しては、市または本人の負担とする。
被災児童・生徒の転校、編入	被災児童・生徒の転校、編入については、教育長が定める。
私立学校	私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施にあたる。 私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。

3 学校の措置（指導班）

大規模災害発生後の各学校のとりべき主な措置は以下のとおり。

(1) 災害発生後の措置

児童・生徒 在校中	ア 避難 大規模災害発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。 イ 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずる。 ウ 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。 エ 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を指定緊急避難場所、指定避難所等へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 オ 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告する。
--------------	---

児童・生徒不在中	ア 防災業務の分担 災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努める。 イ 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。 ウ 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努める。
----------	--

(2) 状況別対応行動

	児童・生徒の行動
登下校時	・登下校中の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに指定避難所等へ避難する。 【災害発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・がけ下、海岸、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。 【教室】 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない（地震時） ・大きな揺れが収まったら（地震時）、直ちに周囲の状況を確認の上、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 【廊下・階段】 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 【グラウンド】 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
校外活動時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 【所属校から離れている場合】 ・バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については市本部の指示に従う。 ・がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 【所属校に近い場合】 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例…勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

	児童・生徒の行動
部活動時	【校内の場合】 ・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 1人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。 【校外の場合】 ・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

4 学校給食対策（学校給食センター班）

学校給食、あるいは学校給食に準じたものの提供が必要な場合は、状況に応じて関係機関と協議のうえ実施に努める。

5 社会教育施設等の対策（生涯学習班）

中央公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理を速やかに実施する。

6 り災児童・生徒の保健管理（指導班）

市は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

7 文化財の保護（郷土博物館）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定・登録の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部、各事業所
---------	-------	--------------------

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。なお、通報連絡系統図は、次項の図のとおりとする。

1 石油類対策（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
(3) 警察	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
(4) 中城海上保安部	中城海上保安部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に別途定める。

※危険物の大量貯蔵施設については、資料編による。

●資料編 資料9 危険物取扱施設

2 高圧ガス類対策（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 高圧ガス保管施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費等の作業を中止し施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ウ 充填容器等を安全な場所に移す。
(2) 市	市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
(3) 県	県は、以下の保安措置を行う。

責任者	措置内容
	ア 高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。 イ 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。 ウ 高圧ガスまたはこれを充填した容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
(5) 中城海上保安部	中城海上保安部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

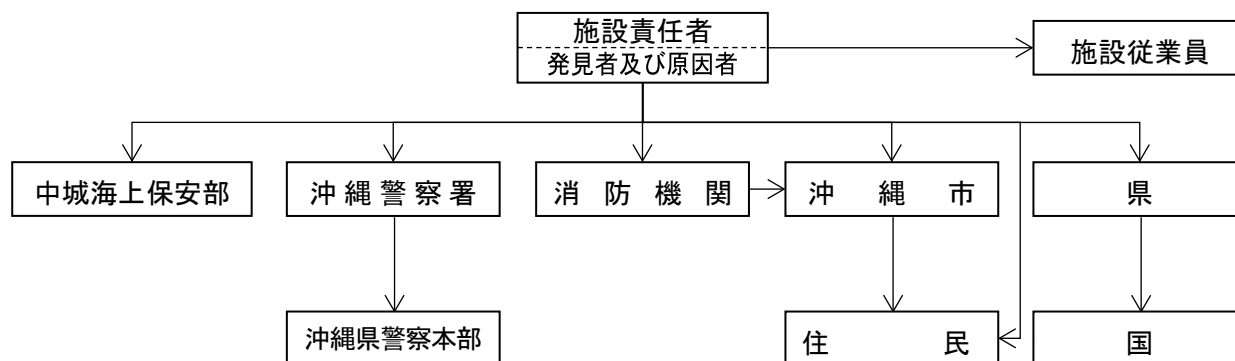
※高圧ガス施設[製造所（充填）]については、資料編による。

●資料編 資料9 危険物取扱施設

3 火薬類（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 火薬類保管施設責任者	火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
(2) 市	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。
(3) 県	県は、以下の保安措置を行う。 ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
(4) 警察	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
(5) 中城海上保安部	中城海上保安部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

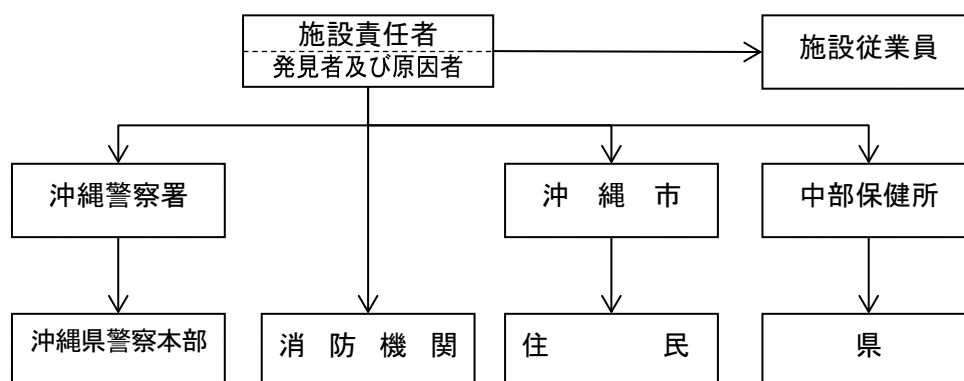
〔情報連絡系統図（石油類、高圧ガス、火薬類）〕



4 毒物劇物（予防班、警防班）

責任者	措置内容
(1) 毒物劇物保管施設責任者	毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。 ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。
(3) 県	ア 施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。 イ 毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。
(4) 警察	警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

〔情報連絡系統図（毒物劇物）〕



第27節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	--------------------------------------

市、中城海上保安部、沖縄総合事務局、沖縄警察署及び沖縄市漁業協同組合は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずる。

1 在港船舶対策（農林水産班、各関係班）

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は関係機関が無線連絡等または船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し災害情報の周知徹底を図る他、次の措置を講ずる。

- (1) 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は速やかに荷役終了または中止させる。
- (4) 航行中の船舶は早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内または港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難（防災班）

津波に対する船舶等の避難は、地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」による。

第28節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部
---------	-------------

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 労務者供給の方法（人事班）

(1) 供給手続

市長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示し、労務者の供給を依頼する。

ア 必要労務者数

イ 就労場所

ウ 作業内容

エ 労働時間

オ 賃金

カ その他必要な事項

(2) 給料等の基準

給料等の基準は、沖縄市会計年度任用職員の給料等に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 給料等の支払方法

給料等の支払方法は、その日払いとし、支払事務等は「沖縄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。

(4) 労務者の輸送方法

労務者の輸送は、市有車両によって行う。

2 救助法による賃金職員等の雇上げ（各関係班）

市が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体搜索賃金職員等

死体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請する。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施する。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

3 従事命令、協力命令（人事班）

- (1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発する。従事命令等の種類と執行者、命令対象者については、資料編を参照。

(2) 損失に対する補償

市は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。(基本法第82条第1項)

(3) 傷害等に対する補償

市は従事命令（警察官または海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、市は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(基本法第84条第1項)

●資料編 資料14 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

第29節 民間団体の活用計画

部署・関係機関	各関係対策部
---------	--------

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、市本部長または市教育委員会が民間団体の協力を図るものである。なお、市で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。また、大規模な被害または広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市において処理できない場合は、知事または県教育委員会に要請する。

1 協力要請対象団体（各関係班）

- (1) 女性団体
- (2) 青年団体
- (3) 各種団体

2 協力要請（各関係班）

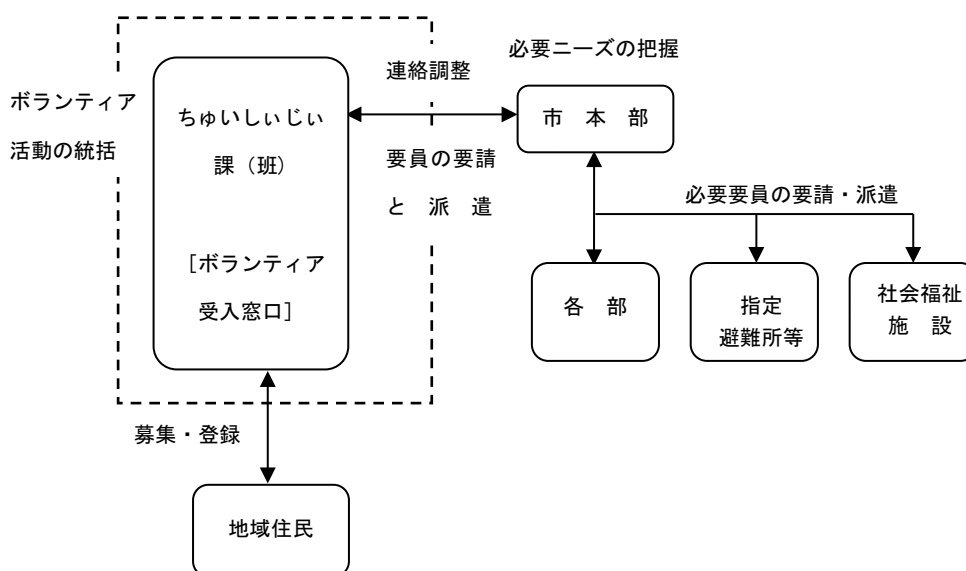
実施項目	内 容
要 請 事 項 の 明 示	(1) 協力を必要とする理由 (2) 作業の内容 (3) 期間 (4) 従事場所 (5) 所要人員数 (6) その他必要な事項
協 力 を 要 請 す る 作 業 内 容	活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動にあたる。 (1) 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 (2) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕 (3) 被災者に対する炊出し、給水の奉仕 (4) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕 (5) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 (6) その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第30節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、各関係対策部	市社会福祉協議会
---------	----------------	----------

大規模災害の発生時には、市の防災関係の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。このような場合、応急対策の迅速かつ的確な実施を行うため関係諸団体との連携の下、ボランティア団体の参加を求めるとともに、受入体制を整備するものである。また市は、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、社会福祉協議会やNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。あわせて、市はボランティア募集に係る広報に努める。

[ボランティアの受入等の流れ]



1 ボランティアニーズの把握（ちゅいしいじい班）

市本部の各部は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアニーズについてちゅいしいじい班に報告する。その際、一般分野（指定避難所等の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別する。

2 受入体制の整備（ちゅいしいじい班、各関係班）

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社、他関係機関と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるよう、受入体制を整備する。さらに受入れに際しては、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣し実施する。

3 ボランティアの活動内容（各関係班）

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

一般ボランティア	専門ボランティア
(1) 炊き出し (2) 清掃 (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内 (5) 軽易な事務補助 (6) 危険を伴わない軽易な作業 (7) 避難所における各種支援活動 (8) その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 (9) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 (10) その他必要なボランティア活動	(1) 医療救護（医師、看護師、助産師等） (2) 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者） (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） (4) 住宅の応急危険度判定（建築士） (5) その他災害救助活動において専門技能を要する業務

4 ボランティアの活動支援（ちゅういしいじい班）

市、市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 主な支援内容・役割

市社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部の役割（市庁舎等）	地区活動拠点の役割（市庁舎）
ア ボランティアの活動方針の検討 イ 全体の活動状況の把握 ウ ボランティアニーズの全体的把握 エ ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整 カ ボランティア活動支援金の募集、分配 キ 継続的活動支援	ア 避難所等のボランティア活動の統括 イ 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ウ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） エ ボランティアの紹介 オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、経済文化対策部
---------	---------------

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、次によるものとする。

1 施設の防護（道路班、農林水産班）

(1) 道路施設

ア 市道及び里道

市道及び里道の管理者である市における措置は、次のとおりである。

- ① 市本部長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び中部土木事務所長に報告する。
 - a 被害の発生した日時及び場所
 - b 被害の内容及び程度
 - c 迂回道路の有無
- ② 自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに市本部長に報告するよう常時指導啓発しておく。

(2) 港湾・漁港施設

ア 市における措置

市本部長は、護岸及び岸壁等に被害が発生した場合は、県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに次の事項を中部土木事務所長及び中部農林土木事務所長に報告する。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害内容及び程度
- ③ 泊地内での沈没船舶の有無

2 応急措置（道路班、各関係班）

施 設	応 急 措 置
道 路 施 設	市は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。
港 湾 ・ 漁 港 施 設	港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の民家を防護する。

3 応急工事（道路班、各関係班）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資機材の確保

各施設管理者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

- ① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援または派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、または大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

施 設	実施項目	実 施 内 容
道 路 施 設	応 急 工 事 (仮 工 事)	ア 排土作業または盛土作業 イ 仮舗装作業 ウ 障害物の除去 エ 仮道、栈道、仮橋等の設備 オ 路面及び橋梁段差の修正
	応 急 工 事 の 順 位	被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。
港 湾 、 漁 港 施 設	背 後 地 に 対 する 防 護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤または決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。
	航 路 、 泊 地 の 防 護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
	け い 留 施 設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、上下水道対策部 経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄電力(株) うるま支店、N T T 西日本沖縄支店、液化石油ガス事業所
---------	--

第1款 電力施設災害応急対策・停電対策

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部	沖縄電力(株) うるま支店
---------	--------------	---------------

1 電力施設災害応急対策（沖縄電力(株)）

本市における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

(1) 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理にあたって関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港5丁目2番1号	877-2341
沖縄電力(株)うるま支店	うるま市江洲358-2	0120-586-601

2 市の対策（各関係班）

(1) 停電時の対策

市は、電力施設に甚大な被害があり、大規模な停電が発生した場合、在宅の要配慮者が使用している酸素濃縮装置や、避難者及び被災者等が安否確認や情報収集に活用するスマートフォン等のバッテリー充電について、指定避難所等に充電スペースを設置し対策にあたる。また、燃料、発電機等を迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(2) 災害復旧に伴う土地の一時使用

市は、沖縄電力(株)から土地収用法第122条第1項に基づく申請があった場合は、内容を精査し許可するとともに、公図等の提供等に協力する。

第2款 液化石油ガス施設災害応急対策

部署・関係機関	液化石油ガス事業所
---------	-----------

ガス施設に関する災害応急対策は、沖縄市内各ガス関係業者が定める保安規程により各業者が実施する。

なお、同規程は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して、安全を確保し、かつ災害その他の非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関、警察に連絡するとともに、応急措置を行う。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

対応の種類	担当	実施の内容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）、または現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼または支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

ア 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者）とする。

イ 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

ウ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

(4) 事故の処理

ア 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。

イ 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3款 上水道施設災害応急対策

部署・関係機関	上下水道対策部
---------	---------

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に基づき、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施（管理班）

(1) 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び配水池・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(2) 給水装置の復旧

給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

(3) 重要施設等

緊急度の高い医療施設、人口透析治療施設、冷却水を要する変電所などは優先して実施する。

2 広域支援の要請（水道総務班、管理班）

市の要請に基づき、県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

3 災害広報（総務班）

市は、応急復旧の公平性を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
市上下水道局総務課	沖縄市美里5丁目28番1号	937-6211

第4款 下水道施設災害応急対策

部署・関係機関	市民対策部、上下水道対策部、各関係対策部
---------	----------------------

下水道施設に被害が発生した場合においては、市は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施（下水道班）

(1) 処理場、ポンプ場の復旧

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図る。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
上下水道部下水道課	沖縄市美里5丁目28番1号	921-3125 内線4005
(株)沖縄浄管センター	沖縄市八重島2丁目13番9号	939-3915
沖縄市管工事協同組合	沖縄市安慶田5丁目2番9号	933-3157

2 トイレ環境の確保（下水道班、環境班、各関係班）

市は、下水道施設に甚大な被害が発生又は被害が見込まれる場合、被害の確認が取れるまでの間、市民等に対し、下水道を利用したトイレ使用の禁止を周知するとともに、家庭内及び指定避難所等での携帯トイレ及びビニール袋と給水シート等を利用した緊急用のトイレ等の使用を徹底させる。また、避難者や被災者の生活に支障が生じることがないように、必要に応じて指定避難所等への仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了するとともに、必要な消毒剤を確保し、仮設トイレ等設置後の十分な衛生上の配慮、し尿の収集・処理を適切に行う。

下水道施設の被害が明らかになり使用可能である場合は、学校のプールや井戸等の水を活用し処理する。

使用済み携帯トイレや仮設トイレ等のし尿処理については、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に基づき実施する。

第5款 電気通信設備災害応急対策

部署・関係機関	NTT西日本沖縄支店
---------	------------

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

1 NTT西日本沖縄支店内における応急対策（NTT西日本沖縄支店）

NTT西日本沖縄支店長は災害が発生し、または発生のおそれがあると認めたときは同社の防災業務計画に基づき実施する。

なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ市本部と協議し、実施する。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
NTT西日本沖縄支店 総務担当	浦添市城間4丁目35番1号	870-4010
NTT西日本沖縄支店 災害対策担当	浦添市城間4丁目35番1号	871-2820

第33節 交通機関応急対策計画

部署・関係機関	バス・タクシー事業者
---------	------------

1 バス・タクシー（バス・タクシー事業者）

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第34節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

1 農産物応急対策（農林水産班）

(1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、沖縄県農業協同組合等と協力して必要量の確保に努める。

ア 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は、市内にある沖縄県農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告する。

イ 市本部長の要請を受けた沖縄県農業協同組合各支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

(2) 病虫害の防除対策

災害により病虫害が異常発生し、または発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県の指導のもと、緊急防除を実施する。

2 家畜応急対策（農林水産班）

(1) 家畜の管理

災害が発生、または災害の発生が予想されるときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、家畜の避難場所の選定、避難の方法について、あらかじめ計画しておく。また、必要に応じて市は、飼養者と調整を行う。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県の指示に従い必要な防疫対策の実施に協力する。

市は、家畜の被害状況を把握し、災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行う。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、畜産関係団体等の要請に基づき、県または農業協同組合等に対し必要量の確保及び供給についてあつせんを要請する。

3 水産物応急対策（農林水産班）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、市本部長は県に確保要請を行う。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、または発生まん延防止のために、市本部

長は県の指導を要請する。

4 漁船漁具応急対策（農林水産班）

(1) 漁船漁具の管理

津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、市は、この場合の避難場所の選定、避難の方法等について、必要に応じて漁協及び漁港関係者間で事前協議を行うよう促す。

第35節 米軍との相互応援計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部
---------	-------------

1 相互連携体制の構築（防災班）

市は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

2 消防相互援助協約（消防総務班）

「消防相互援助協約」に基づき、米軍（キャンプバトラー基地消防）及び沖縄市消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

3 嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書（消防総務班）

「嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書」（平成22年7月2日）に基づき、嘉手納空軍基地消防及び沖縄市消防本部は、指定する管轄区域内で災害が発生した場合、相互に援助を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部
---------	--------------

被災した施設は、本市がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設または改良を図る。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針（都市整備班）

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したとき、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

2 災害復旧事業計画（各関係班）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画する。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 //
- ウ 道路 //
- エ 砂防 //
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 市の措置（契約管財班、財政班、各関係班）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

(4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図る。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行う。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、消防対策部、経済文化対策部 各関係対策部
---------	---

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 災害相談（各関係班）

(1) 市相談窓口等の開設（各関係班）

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

相談窓口等の開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努め、県が開設する県民サポートセンターと緊密に連絡を取りながら相談業務を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 相談内容（各関係班）

相談内容（例）は、次のとおりである。

- ア 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- イ 倒壊家屋の解体・撤去
- ウ 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- エ リ災証明の発行手続き
- オ 仮設住宅の入居
- カ 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- キ 事業再開の融資
- ク 災害援護資金
- ケ 被災に伴う税金の減免措置
- コ 借地・借家
- サ 医療、保健（精神保健を含む）
- シ 労働相談

(3) 設置場所（各関係班）

相談窓口等は、市役所、被災地の公共施設等に設置する。

2 リ災証明の発行（市民生活班、予防班、農林水産班、住まい建築班、各関係班）

被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示やリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があ

る場合、速やかに、り災証明を発行する。なお、火災のみの場合のり災証明については、消防本部にて発行し、災害により農地や農業施設、農業機械に多大な被害を被った場合のり災証明は、農林水産班にて発行する。

(1) り災証明（市民生活班、予防班、農林水産班、各関係班）

ア り災証明書の発行

り災証明書の発行については、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、基本法第90条の2第1項及び第2項に基づき以下の項目の「り災証明」を行う。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）

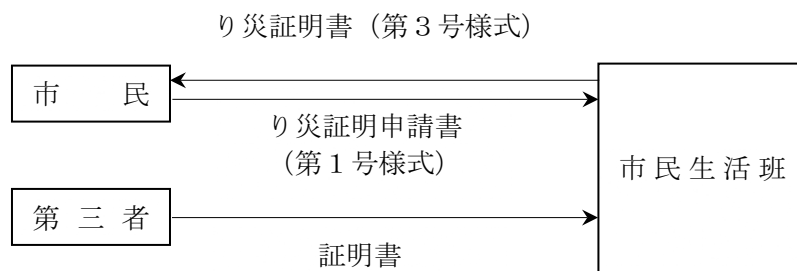
イ 判定結果に関する相談・再調査の受付

市は、判定に不服のある場合の再調査等を当初調査した班で受け付ける。また、被災者は、①り災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生から90日以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。

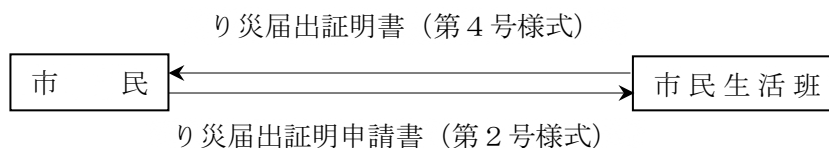
ウ 未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の「証明書」によってり災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限り証明書の発行手続きを行う。



エ り災届出証明書の発行

未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外（テレビ、家具等）のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行う「り災届出証明書」で対応する。詳細は、資料編を参照。



●資料編 資料 18-14 り災証明様式

(2) 住家の被災調査（住まい建築班、各関係班）

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月 内閣府（防災担当））等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半

壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。被災調査の実施体制については、第2編 第1章 第23節「4. 住家の被災調査」を参照。

3 住宅の復旧（住まい建築班）

災害時における被災住宅の復旧対策は、次による。

(1) 災害公営住宅の建設（住まい建築班）

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設する。

(2) 住宅供給（住まい建築班）

市長は、必要な場合は全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空き屋の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

4 生業資金の貸付（市民生活班）

市は、救助法が適用になった場合、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた市民に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。以下の内容のほか、詳細は沖縄県災害援護資金貸付規程による。

対 象 災 害	県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸 付 限 度 額	150万円～350万円
貸 付 原 資 負 担	国（2／3）、県（1／3）

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

市は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 株式会社日本政策金融公庫による資金

ア 更生資金

イ 恩給担保貸付金

ウ 遺族国債担保貸付金

エ 引揚者国庫債券担保貸付金

(5) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資（各関係班）

低所得世帯あるいはひとり親世帯で災害により住宅を失いまたは破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修しまたは非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金
- (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

6 沖縄振興開発金融公庫の融資（建築指導班）

- (1) 災害復興住宅融資
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 宅地防災工事融資

7 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（市民生活班）

(1) 市災害見舞金等の支給（市民生活班）

市は、「沖縄市災害見舞金等支給要綱（平成26年11月25日要綱第3号）」に基づき、災害を受けた市民に対し、以下の災害見舞金等を支給する。

ア 弔慰金の支給

対 象	災害により死亡した者（その者の故意によって死亡した者を除く。）については、その遺族に支給する。
支 給 額	死亡した場合 100,000 円（1人につき）

イ 見舞金の支給

対 象	災害により治療期間が1箇月以上の負傷をした者若しくは住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水した世帯又は火災に伴う消火活動により住家が水損、破損若しくは汚損した世帯に対して支給する。	
見 舞 金	治療期間1箇月以上の負傷の場合	1人につき 70,000 円
	住家全壊、全焼又は流失の場合	1世帯3人以上：100,000 円 1世帯2人以下：70,000 円
	住家半壊又は半焼の場合	1世帯3人以上：70,000 円 1世帯2人以下：50,000 円
	住家床上浸水の場合	1世帯3人以上：50,000 円 1世帯2人以下：30,000 円
	火災に伴う消火活動による住家の水損、破損又は汚損の場合	1世帯3人以上：30,000 円 1世帯2人以下：20,000 円

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金（市民生活班）

ア 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

実 施 主 体	沖 縄 市
対 象 災 害	・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 額	(ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円 (イ) その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母 (イ) (ア)に掲げる遺族がいない場合、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費 用 負 担 割 合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）
根 拠 法 令 等	(ア) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (イ) 同法施行令（昭和48年政令第374号） (ウ) 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号） (エ) 同条例施行規則（昭和49年規則第16号）

イ 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

実 施 主 体	沖 縄 市
対 象 災 害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障 害 の 程 度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (ア) 両眼が失明したもの (イ) そしゃく及び言語の機能を廃したもの (ウ) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (オ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (カ) 両上肢の用を全廃したもの (キ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (ク) 両下肢の用を全廃したもの (ケ) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 額	(ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 (イ) その他の者が障害を受けた場合 125万円
費 用 負 担 割 合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）

8 災害義援金品の募集及び配分（市民生活班）

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

9 租税の徴収猶予及び減免等（各関係班）

市は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

- (1) 沖縄市税条例（税の徴収猶予及び減免）
- (2) 沖縄市介護保険条例（保険料の徴収猶予及び減免）
- (3) 沖縄市下水道条例（使用料の減免）
- (4) 沖縄市国民健康保険条例（保険料の徴収猶予及び減免）
- (5) 沖縄市建築確認申請等手数料徴収条例（手数料の減免）
- (6) 沖縄市営住宅条例（家賃の徴収猶予及び減免）

10 市営住宅の入居等（住まい建築班）

市は、沖縄市営住宅条例に基づき、住居を失った災害被災者に対して、入居公募の例外、入居資格の特例等により、被災者の生活を確保する。

11 職業のあっせん（企業誘致班）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

12 被災者生活再建支援（市民生活班、各関係班）

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画によるものとする。

支援金の支給事務については、市が、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

(1) 支援金の支給対象となる自然災害

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次のいずれかに該当するに至った場合

ア 市町村において災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した自然災害

イ 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

ウ 都道府県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

(2) 対象となる世帯

上記の対象となる自然災害によって対象となる世帯については、以下のとおりとする。

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、または解体されるに至った世帯

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記イウの世帯を除く。）

オ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(3) 住宅の被害認定

住宅の被害の程度の認定は、認定基準「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により市が行い、県はその取りまとめを行う。

(4) 支援金の支給

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区 分	損害割合	支援金の支給額			合 計
		(A)基礎支援金	(B)加算支援金		
			再建手段	支給額	
(1)全壊	50%以上	100 万円	a 建設・購入	200 万円	300 万円
(2)解体			b 補 修	100 万円	200 万円
(3)長期避難			c 賃 借	50 万円	150 万円
(4)大規模半壊	40%台	50 万円	a 建設・購入	200 万円	250 万円
			b 補 修	100 万円	150 万円
			c 賃 借	50 万円	100 万円
(5)中規模半壊	30%台	—	a 建設・購入	100 万円	100 万円
			b 補 修	50 万円	50 万円
			c 賃 借	25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200万円(補修の場合は100)万円

(5) 事務取扱等

ア 申請関係

(ア) 申請窓口：市

(イ) 添付書類：(A)基礎支援金 災証明書、住民票 等
(B)加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(ウ) 申請期間：(A)基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B)加算支援金 災害発生日から37月以内

イ 法人の概要

国が(公財)都道府県センターを被災者生活再建支援法人として指定。県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(6) 市の事務体制(市民生活班、各関係班)

下記のア～スの後にある「◎」は市で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務を表す。

ア ・制度の周知(広報)

イ ◎住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告する。

(ア) 市名、法の対象となる、または、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

(イ) 災害の原因及び概況

(ウ) 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、大規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。))及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等

(エ) (ウ)の報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法による救助の実施に関して

行われる住家被害の報告と同一でも可。

(オ) 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県子ども生活福祉部の報告責任者と密接な連携を図る。

ウ ◎り災証明書等必要書類の発行

次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、市は、当該被災者から請求があったときは、必要な書類を発行する。

(ア) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類

(ウ) 要援護世帯であることが確認できる証明書類

(エ) り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

エ ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続等の窓口業務を行う。

オ ◎支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等进行处理する。

(ア) 支給対象額の算定

(イ) 対象となる世帯の収入額の算定

(ウ) 要援護世帯の確認

(エ) 添付書類等の有無

(オ) その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

カ ◎支給申請書等のとりまとめ

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

キ ◎使途実績報告書の受付・確認等

使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。

ク ○支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

ケ ○支援金の返還に係る請求書の交付

コ ○加算金の納付に係る請求書の交付

サ ○延滞金の納付に係る請求書の交付

シ ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

ス ・その他上記に係る付帯事務

(7) 地震保険や共済制度の活用（市民生活班、関係班）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

この計画は、災害を受けた農林漁業者及び中小企業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

災害時の被災農林漁業者、中小企業者に対する融資対策は、次による。

1 農業者への融資対策（農林水産班）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を支援する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を支援する。

2 林業者への融資対策（農林水産班）

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金または沖縄振興開発金融公庫資金の活用を支援するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3 漁業者への融資対策（農林水産班）

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資機材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設または在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にし、被害漁業の経営の安定を図るよう支援する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業者への融資対策（商工振興班）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

市は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図る。

(2) 金融相談の実施

市は、商工会議所等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

(3) 中小企業災害復興対策資金の活用促進（商工振興班）

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、下記で掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進する。

資金名	実施主体等	関連法令	備考
(1) 災害復旧資金	・ 沖縄振興開発金融公庫 ・ 株式会社商工組合中央金庫	「沖縄振興開発金融公庫法」	国の利子補給
(2) 災害復旧高度化資金	・ 沖縄県 ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構		
(3) セーフティネット保証	沖縄県信用保証協会（融資の保証）	「中小企業信用保険法」	
(4) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）	沖縄県		県から取扱金融機関に原資預託

第4節 復興の基本方針等

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部、企画対策部
---------	--------------------------

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の作成（都市整備班、政策企画班、各関係班）

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、各関係班が連携して復興計画を作成する。施設の復旧については復興計画に基づき各施設の所管課が実施することとし、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。また、併せて要配慮者の参画を促進する。

2 がれき処理（環境班）

市は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 防災まちづくり（都市整備班、各関係班）

市は、防災まちづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震、不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施する場合は、当該事業により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 特定大規模災害時の復興方針等（都市整備班、各関係班）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。